

令和7年度
企業における「年収の壁突破」総合対策促進事業

「年収の壁」を知る

女性が活躍するための 「年収の壁」普及啓発セミナー

6月25日（水） 13:30～15:30

<講師>

三浦 睦子（特定社会保険労務士）

板倉 京（税理士）

～講義の内容～

1 年収の壁とは？

- ・税金の壁について〈これまでとこれから〉
- ・社会保険の壁について〈これまでとこれから〉

2 社会保険について

- ・社会保険とは？
～質疑応答コーナー～
- ・狭義の社会保険のメリット

3 今後に向けたメッセージ

- ・キャリアを考えることの大切さ
- ・人生におけるお金の面での不安を少なくするために
～質疑応答コーナー～

ご留意点

- 講義中に、質疑応答のお時間を 10分間ずつ設けています。
年収の壁に関するご質問を、画面下にある「Q&A」ボタンからご入力ください。
※この「Q&A」でのご質問はセミナーの最中、随時受け付けておりますので、いつでもお気軽にご質問ください。
※全てのご質問にはお答えできかねますこと、予めご了承ください。
- 本セミナーは録画の上で、後日アーカイブとしてホームページ上で公開致します。
※7月中旬頃を予定しております。
- セミナー終了後にZoomから退出される際、アンケート回答画面に移ります。
1分間程度で終わる簡単なものになりますので、ご協力の程よろしくお願い致します。

～本日の講師紹介～



三浦 睦子

特定社会保険労務士
キャリアデベロップメントアドバイザー
第一種衛生管理者 他

サプナ社会保険労務士法人 代表

セミナー・事業参画実績多数

～本日の講師紹介～



板倉 京

税理士、マネージャーナリスト

株式会社ウーマン・タックス代表取締役

金融機関・不動産会社・自治体
看護協会・出版社等
主催セミナー実績多数

～講義の内容～

1 年収の壁とは？

- ・税金の壁について<これまでとこれから>
- ・社会保険の壁について<これまでとこれから>

2 社会保険について

- ・社会保険とは？
～質疑応答コーナー～
- ・狭義の社会保険のメリット

3 今後に向けたメッセージ

- ・キャリアを考えることの大切さ
- ・人生におけるお金の面での不安を少なくするために
～質疑応答コーナー～

そもそも年収の壁とは？？

所得税・住民税や社会保険料の負担が生じることにより、手取り額が減少する可能性がある年収額のボーダーラインが「年収の壁」と呼ばれています。

「夫は外で働き、妻は専業主婦として家庭を守り、子どもは2人」というのを標準世帯として制度設計がなされてきた時代背景があるため、専業主婦を優遇する措置が多くあります。しかし、それらの制度は「女性の社会進出」が進んでいる現代の日本にそぐわないものになってきているということです！



年収の壁を
超えちゃいそうだな・・・

そのせいで、特に社会保険料がかからないよう、働く時間を抑える就業調整をしている方が多くいらっしゃいます

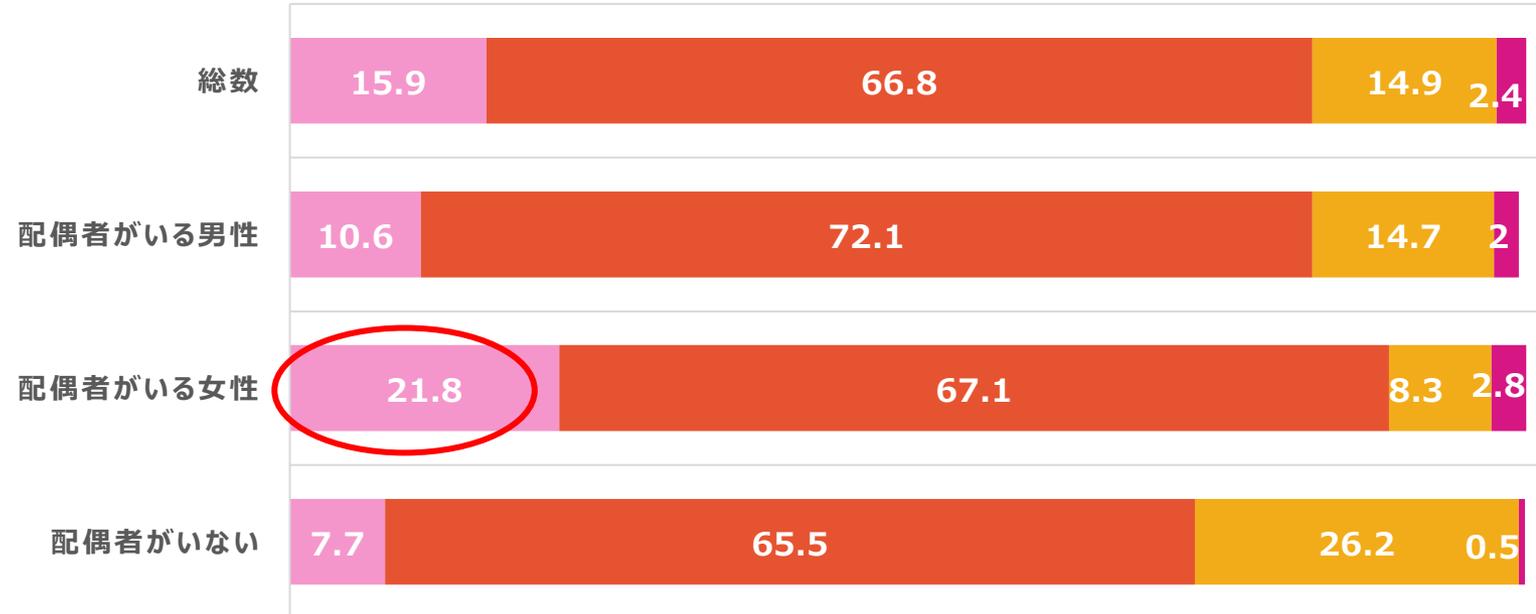
就業調整の実態

厚生労働省「令和3年のパートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」結果を基に作成

有配偶女性パートタイム労働者の**21.8%**は、税制、社会保障制度、配偶者の勤務先で支給される「配偶者手当」などを意識し、その年収を一定額以下に抑えるために就労時間を調整する「就業調整」を行っています。

就業調整の有無別 %

■ 調整をしている ■ 調整をしていない ■ わからない ■ 不明



就業調整の実態

最も多い理由は自身で社会保険に加入することを避けるため、次いで税金を支払うことになるのを避けるため、となっています。

就業調整の理由

有配偶女性パートタイム労働者のうち、就業調整をしている人が就業調整をする理由には、以下のようなものがあります。

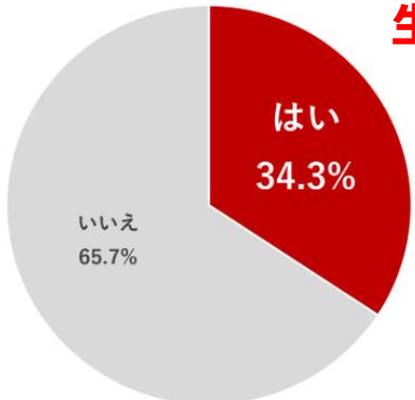
就業調整をする理由	割合（複数回答）
一定額(130万円)を超えると配偶者の 健康保険、厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならなくなるから	57.3%
自分の所得税の非課税限度額（103万円）を超えると 税金を支払わなければならないから	49.6%
一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除が無くなり、 配偶者特別控除が少なくなるから	36.4%
一定額を超えると配偶者の会社の 配偶者手当がもらえなくなるから	15.4%

【厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」より】

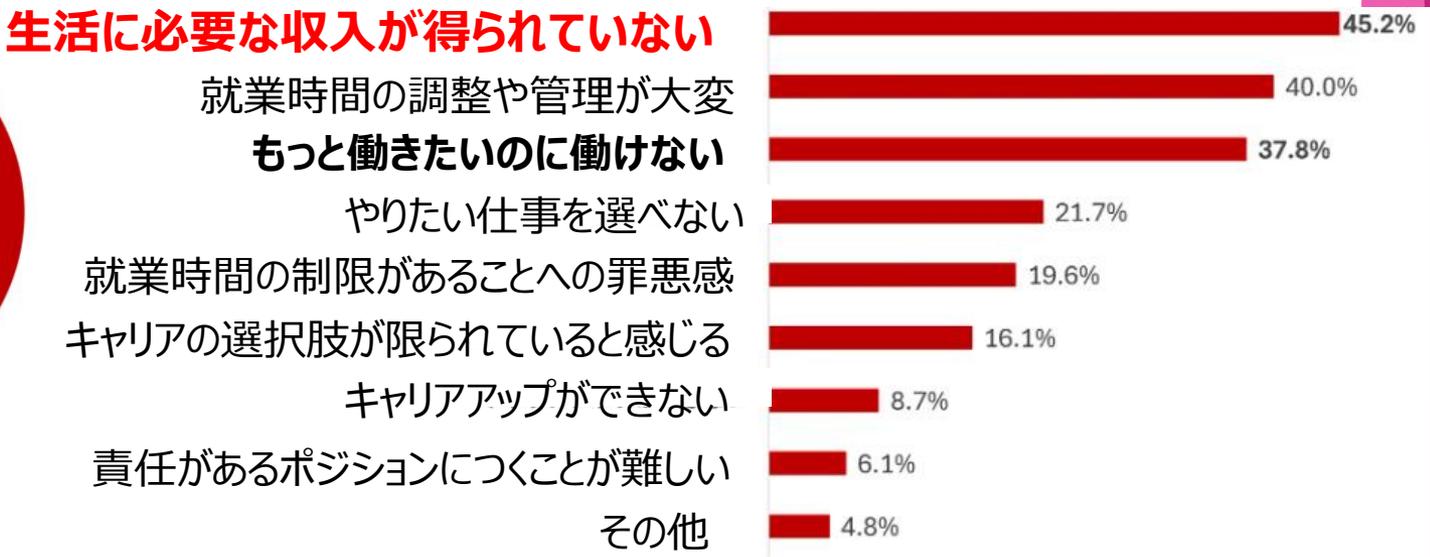
就業調整の実態【民間の調査結果】

働き控えをしていると回答したのは、34.3%。
また働き控えによる影響として、「生活に必要な収入を得られていない」（45.2%）が最も多く、「もっと働きたいのに働けない」（37.8%）も3番目に多かったことから、年収の壁が収入に影響を及ぼしていることがわかります。

Q.年収の壁があることで、働き控えをしていますか？



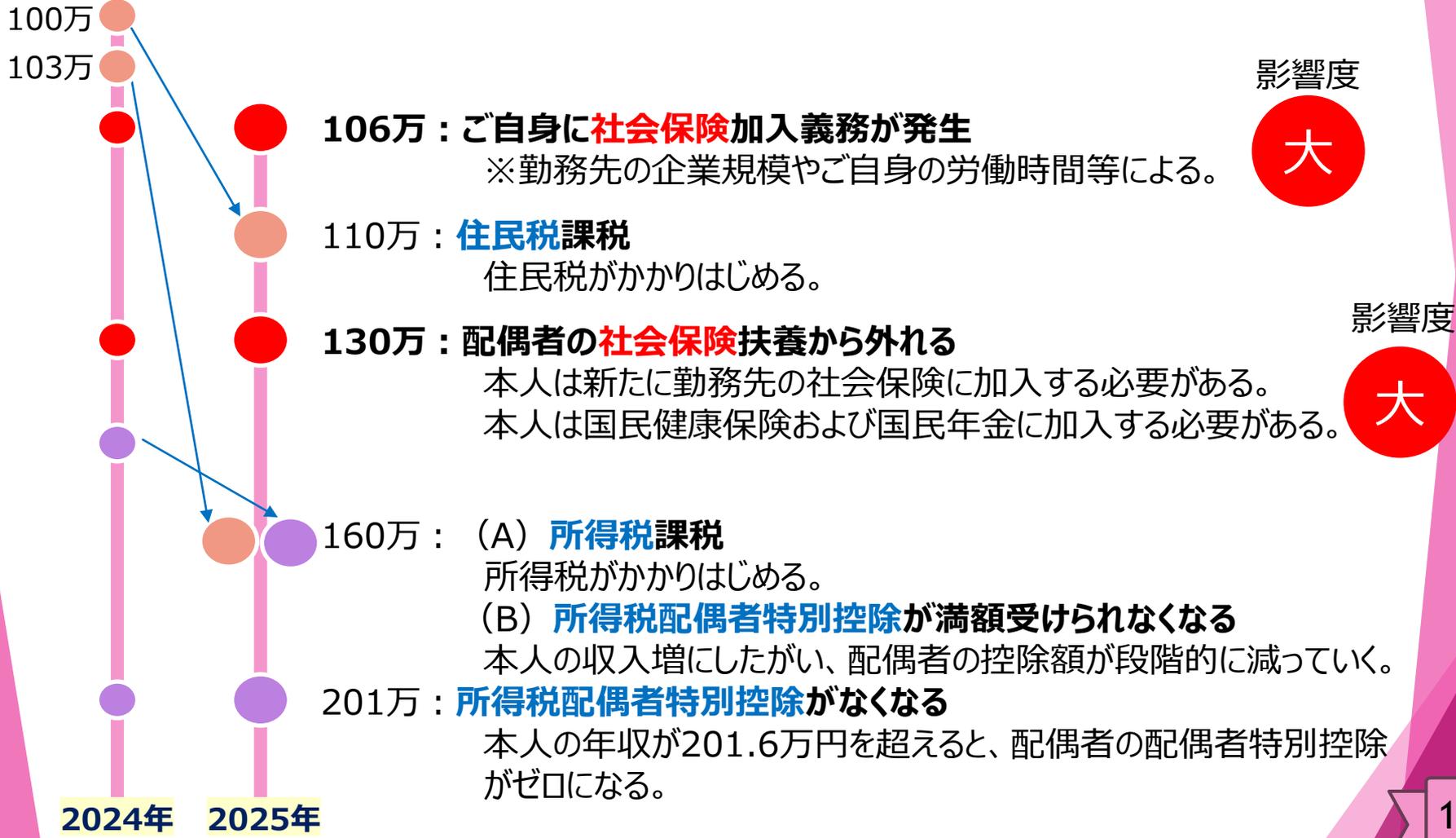
Q.働き控えをしていると回答した方に伺います。働き控えによってどのような影響がありますか？



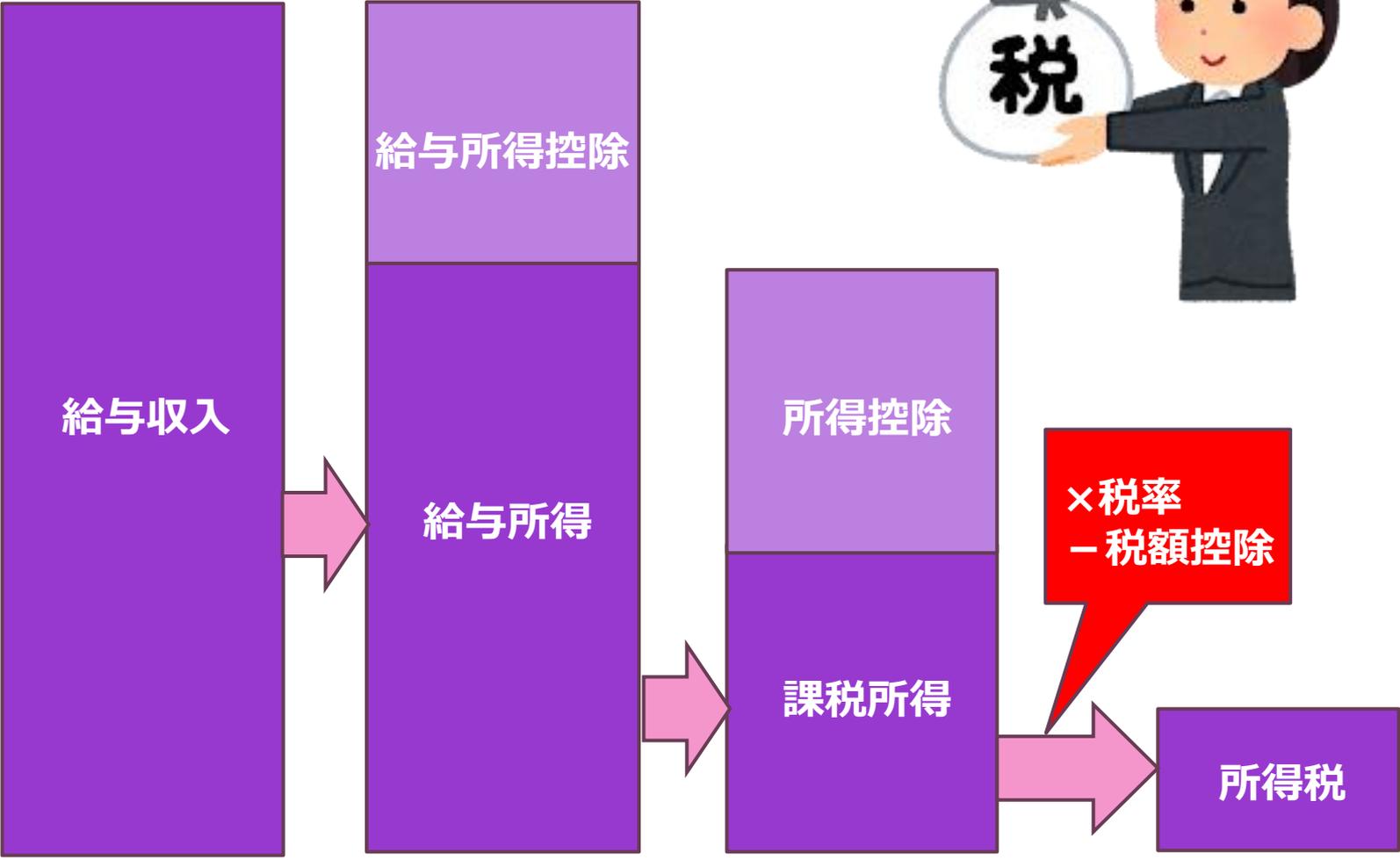
「しゅふ」OB調べ|令和7年年1月21日～2025年2月3日

年収の壁における6つの壁

いわゆる「年収の壁」には大きく6つの壁がありますが、手取り額や家計への影響が大きいのは、社会保険に関する106万円の壁と130万円の壁です。



所得税ってどう計算するの？



住民税ってどう計算するの？



○算出方法は所得税とほぼ同じだが、(単身世帯では) 給与所得額が45万円以内の場合は非課税となる。

○税率は、都道府県ごと、市区町村ごとに決まっている。

例) 東京23区
・都分 6%
・区分 4%
⇒合計10%

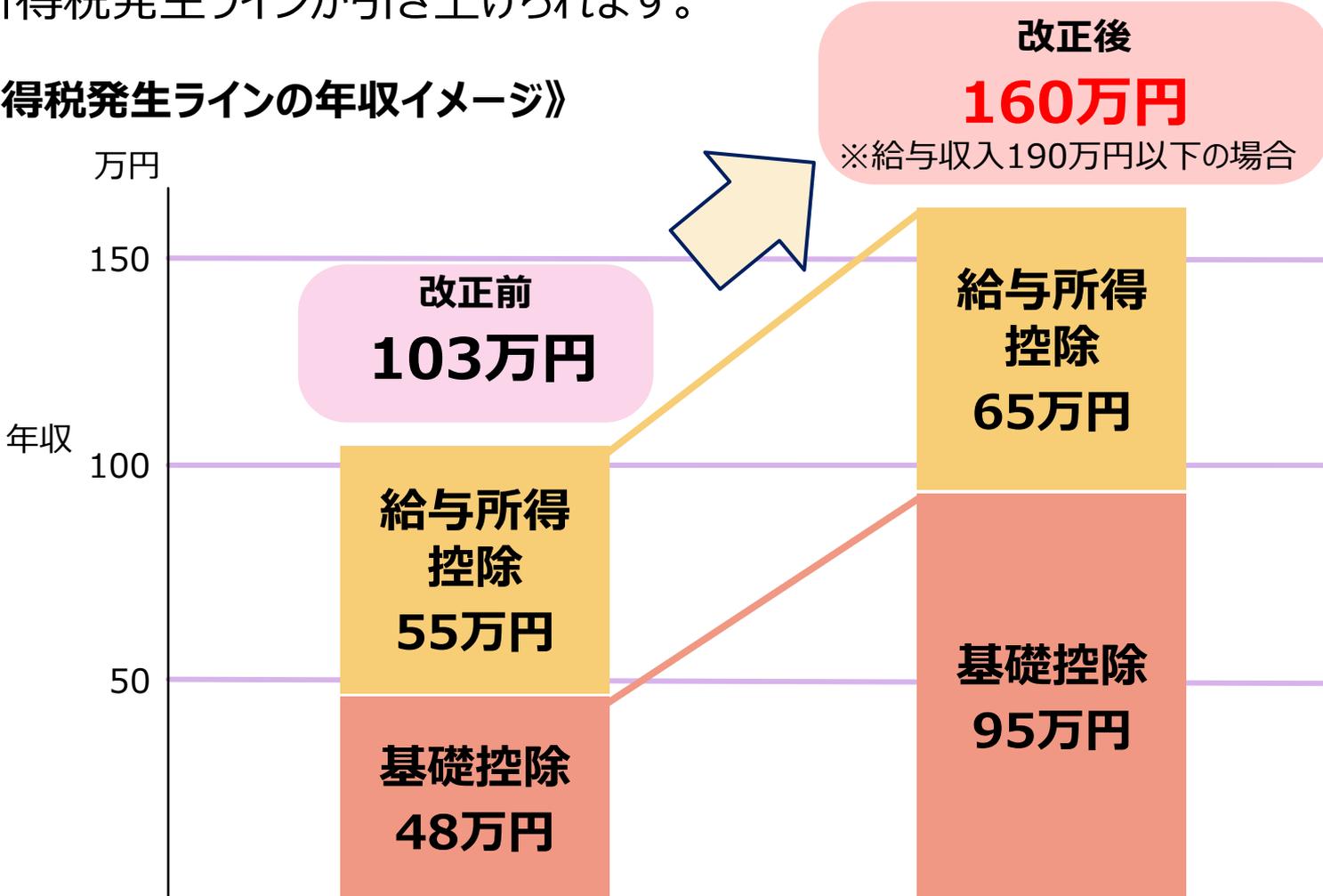
都道府県ごと、市区町村ごとに決まっている。

例) 東京23区
・都分 1,500円
・区分 3,500円
⇒合計5,000円

年収103万円の壁の引き上げ

基礎控除額48万円の見直しと給与所得控除の最低保証額55万円の見直しにより、所得税発生ラインが引き上げられます。

《所得税発生ラインの年収イメージ》



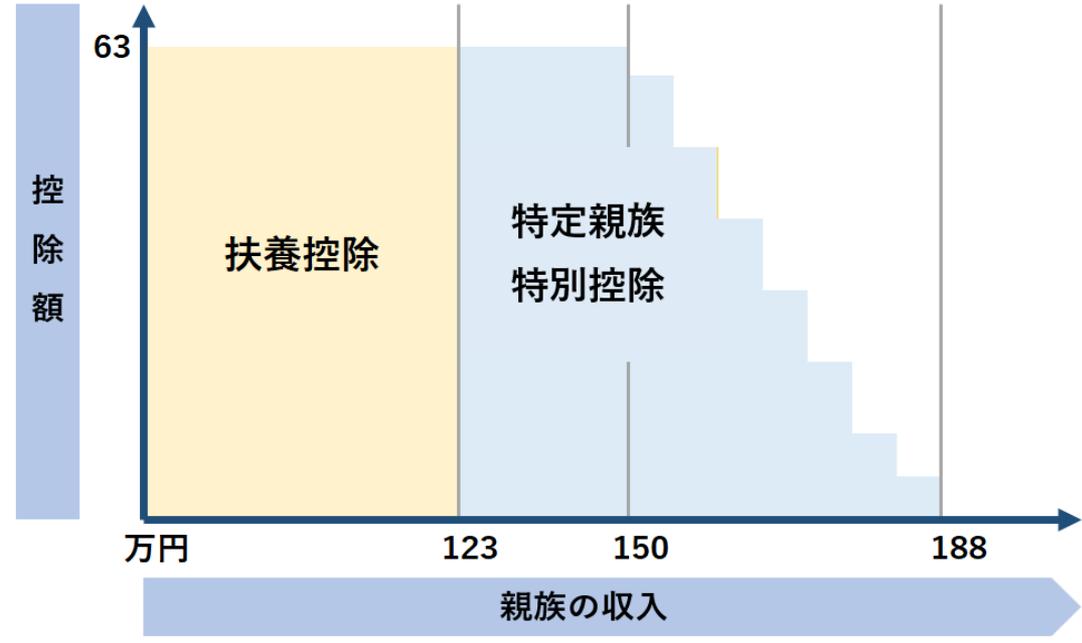
2025年税制の改正 特定親族特別控除の創設

19歳以上23歳未満の特定親族※を有するときに、親等の総所得金額等から控除する特定親族特別控除があります。

■ 特定親族特別控除の控除額

特定親族の年収※ (特定親族の合計所得金額)	特定親族特別控除額
123万円超 ~ 150万円以下 (58万円超 ~ 85万円以下)	63万円
150万円超 ~ 155万円以下 (85万円超 ~ 90万円以下)	61万円
155万円超 ~ 160万円以下 (90万円超 ~ 95万円以下)	51万円
160万円超 ~ 165万円以下 (95万円超 ~ 100万円以下)	41万円
175万円超 ~ 180万円以下 (110万円超 ~ 115万円以下)	11万円
180万円超 ~ 185万円以下 (115万円超 ~ 120万円以下)	6万円
185万円超 ~ 188万円以下 (120万円超 ~ 123万円以下)	3万円

《控除額のイメージ図》



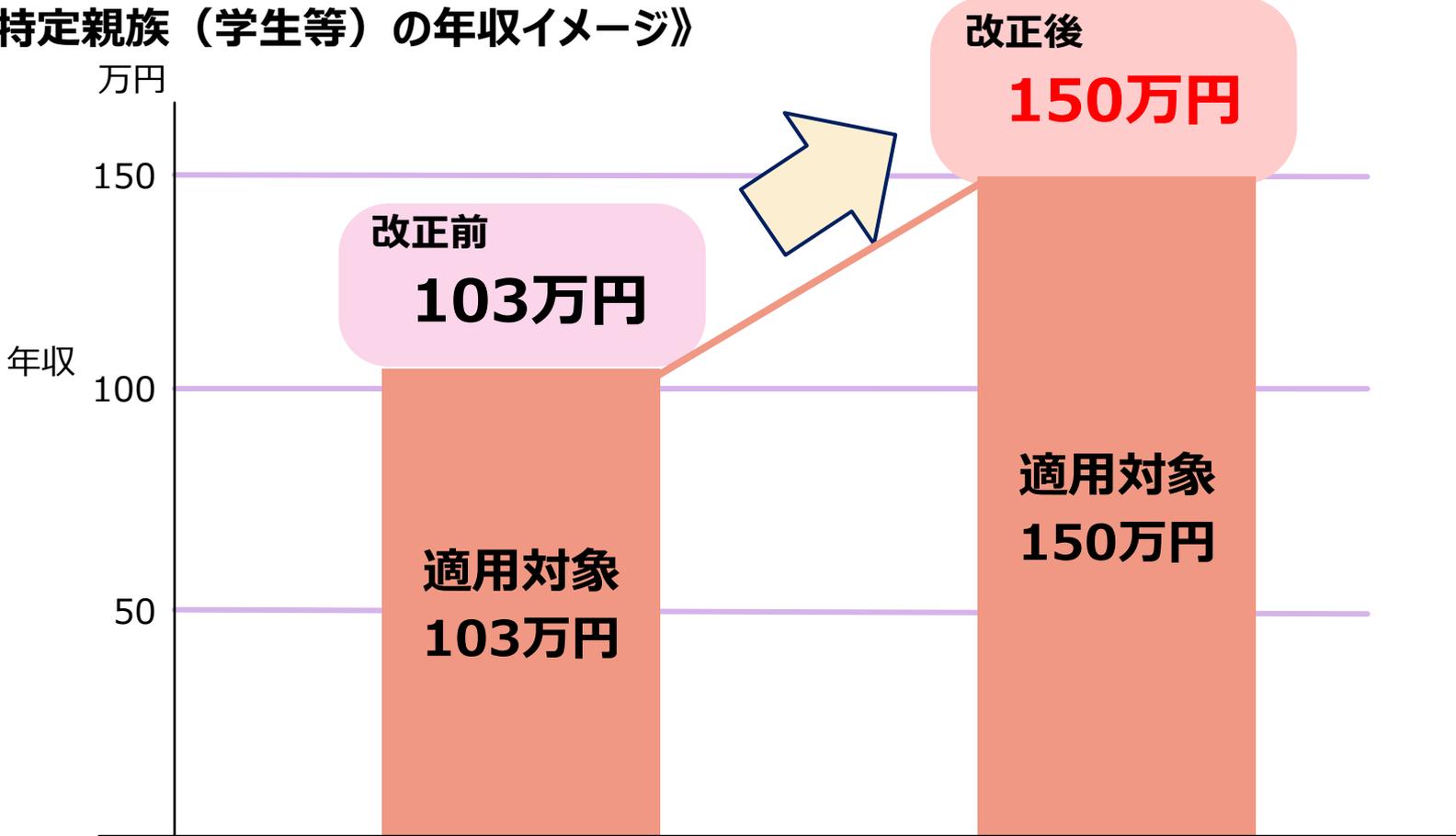
※特定親族とは、居住者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族（配偶者青色事業専従者としての給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除くを除く）で合計所得金額が58万円超123万円以下（給与収入だけの場合は年収123万円超188万円以下）の人をいいます。

※収入が給与だけの場合の収入金額

学生等の収入要件の緩和

特定親族特別控除の創設により、控除額63万円の適用対象が「年収103万円以内」から「年収150万円以内」に緩和され、学生等の働き控えに効果が見込まれます。

《特定親族（学生等）の年収イメージ》



“配偶者手当”をめぐる議論

配偶者の収入要件がある「配偶者手当」

▶ 女性の就業調整の要因の1つ、と指摘されている。

- 「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」（抄）
（平成26年12月16日政労使会議とりまとめ）

配偶者手当についても、官の見直しの検討とあわせて、労使はその在り方の検討を進める。

- 「女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会報告書」概要
（平成28年4月11日）

配偶者の収入要件がある配偶者手当については、配偶者の働き方に中立的な制度となるような見直しを進めることが望まれる。

- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」
（令和4年6月7日閣議決定）

配偶者手当について「労使において改廃・縮小に向けた議論が進められることを期待する」

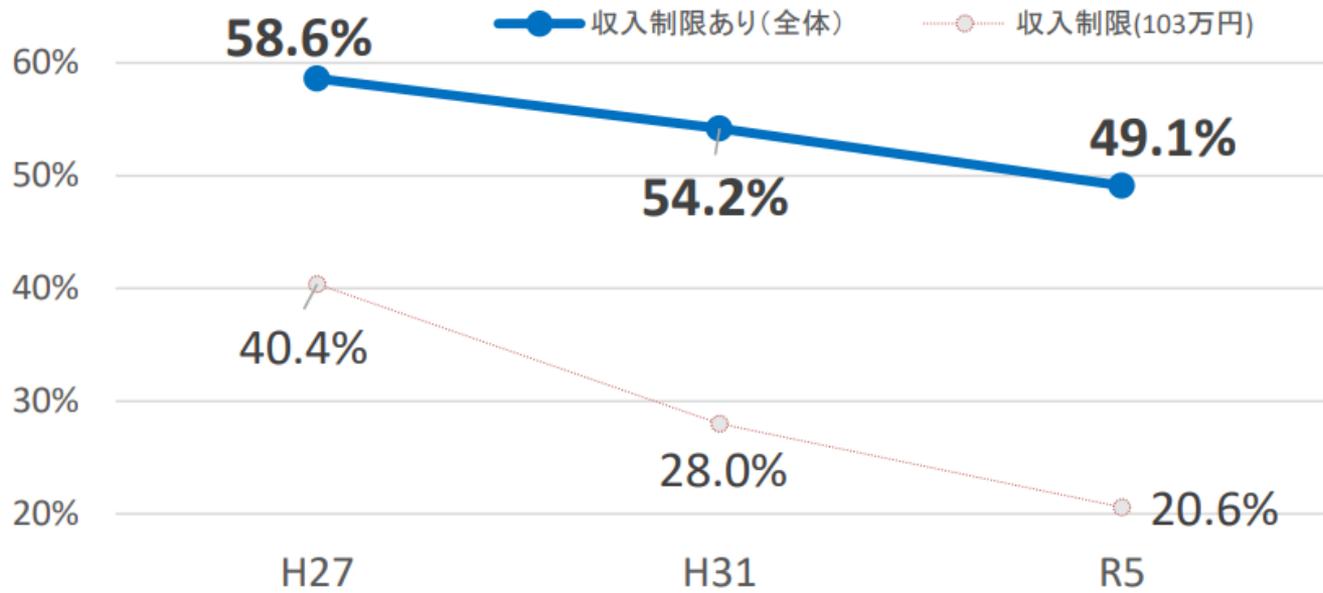
“配偶者手当（配偶者がいる従業員に対して支給される手当）”

配偶者の収入による制限を設けて配偶者手当を支給する事業所は、減少傾向となっており、令和5年度の調査では、半分以下の49.1%。

例えば「103万円」の収入制限を設定している事業所は、平成27年度調査の40.4%から令和5年度調査では20.6%とおおよそ半減しています。

出典：厚生労働省

民間企業における「配偶者手当」の支給状況



資料出所：職種別民間給与実態調査を基に作成

※手当名称は、企業によって「家族手当」「扶養手当」など異なるので、就業規則等を確認しましょう。

配偶者手当見直し対策

東京しごと財団「年収の壁突破」総合対策促進奨励金

東京しごと財団では、配偶者手当を見直す企業に奨励金を交付します。

配偶者手当見直しコース

配偶者の収入要件がある**配偶者手当**を見直すことで、**奨励金 30万円**を交付します。



- ▶ 都内で事業を営んでいる事業者であること。
- ▶ 都内に勤務する常時雇用労働者を1名以上雇用していること。なお、都内に勤務する常時雇用労働者1名は6カ月以上継続して雇用していること。
- ▶ 就業規則を所轄の労働基準監督署に届出ていること。
- ▶ 就業規則に「配偶者の収入要件がある配偶者手当」の規定があること。
- ▶ 事前エントリーから過去5年以内に「配偶者の収入要件がある配偶者手当」の支給実績があること。また、支給実績のある日付以降に就業規則の当該手当の記載を削除したことがないこと。

※申し込み以前に、既に見直しを行った企業は対象外です。

出典：東京しごと財団

年収の壁突破 奨励金

検索

<https://nenshunokabetoppa-syoureikin.jp/>

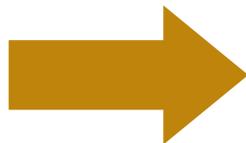


[160万円（改正前：150万円）の壁／201万円の壁]

ご自身の年収が**160万円**を超えると、配偶者（夫）の税額について、所得控除の一つである配偶者特別控除の控除額が**段階的に縮小し始める**ため、配偶者（夫）の税額がそれに応じて増えていくこととなります。

更に、ご自身の年収が**201万円**を超えると、配偶者（夫）の税額について、所得控除の一つである配偶者特別控除の控除額が**ゼロになる**ため、配偶者（夫）の税額が増えることとなります。

配偶者（夫）の増えた税額分、世帯としての可処分所得額が減ることになるため、「壁」と言われています。



配偶者の税額が
段階的に増え始める

年収の壁～160万円の壁～

年収が160万円を超えると、夫の所得税・住民税の配偶者特別控除の段階的な縮小が始まります。夫の給与にかかる所得税・住民税が少しずつ上がり始めます。

■ご自身の収入が160万円→161万円になった際の夫の手取り額の変化

a.配偶者（夫）の収入	5,000,000	5,000,000	(差額)
b.社会保険料	777,000	777,000	+0
c.所得税	98,169	99,190	+約0.1万円
d.住民税	207,300	209,300	+約0.2万円
e.控除合計 (b+c+d)	1,082,469	1,085,490	+約0.3万円
f.手取り額 (a-e)	3,917,531	3,914,510	-約0.3万円

夫の年収は変わらないと想定

所得税・住民税が少しだけ増加

所得税・住民税の増加分、収入が少しだけ減ります。

年収の壁～201万円の壁～

年収が201万円を超えると、夫の所得税・住民税の配偶者特別控除が完全になくなります。夫の給与にかかる所得税・住民税が少しだけ上がります。

■ご自身の収入が201万円→202万円になった際の夫の手取り額の変化

a.配偶者（夫）の収入	5,000,000	5,000,000	(差額)
b.社会保険料	777,000	777,000	+0
c.所得税	132,526	135,589	+約0.3万円
d.住民税	237,300	240,300	+約0.3万円
e.控除合計（b+c+d）	1,146,826	1,152,889	+約0.6万円
f.手取り額（a-e）	3,853,174	3,847,111	-約0.6万円

夫の年収は変わらないと想定

所得税・住民税が少しだけ増加

所得税・住民税の増加分、収入も少し減ります。

年収の壁～160万円の壁～

給与所得控除と基礎控除の合計が160万円ですが、社会保険料等の控除が生じる場合は、年収161万円であっても所得税が発生しません。

■本人の手取り額の変化

a.収入（年収）	1,600,000	1,610,000	（差額）
b.社会保険料	239,592	239,592	—
c.雇用保険料	8,800	8,855	+ 0.0万円
d.所得税	0	0	—
e.住民税	29,500	30,500	+ 0.1万円
f.控除合計（b+c+d+e）	277,892	278,947	+ 0.1万円
g.手取り額（a-f）	1,322,108	1,331,053	+ 0.9万円

給与所得控除
65万円
基礎控除
95万円
65万円+95万円
→160万円

所得税なし

住民税の差額

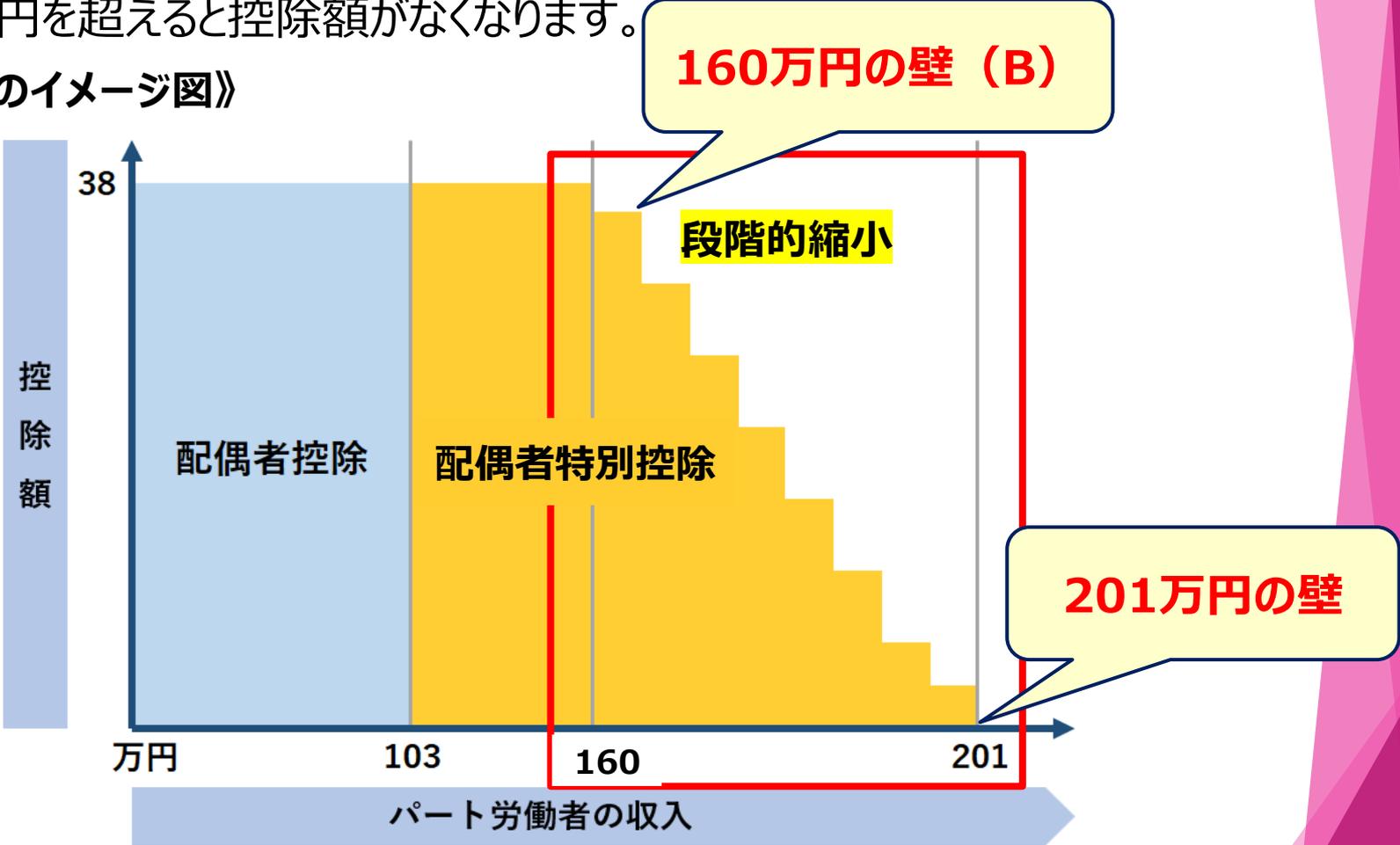
年収増加分、
収入が増えます。

※住民税は、現時点での市町村のシュミレーションに基づいて計算されたもので、令和8年度に課税される税額と異なる場合があります。

配偶者特別控除 控除額のイメージ

本人の年収が160万円超から、配偶者特別控除の控除額が段階的に減額し、年収201万円を超えると控除額がなくなります。

《控除額のイメージ図》



出典：『年収の壁について知ろう』（厚生労働省）より抜粋して作成
<https://www.mhlw.go.jp/content/001265287.pdf>

～講義の内容～

1 年収の壁とは？

- ・税金の壁について <これまでとこれから>
- ・社会保険の壁について <これまでとこれから>

2 社会保険について

- ・社会保険とは？
～質疑応答コーナー～
- ・狭義の社会保険のメリット

3 今後に向けたメッセージ

- ・キャリアを考えることの大切さ
- ・人生におけるお金の面での不安を少なくするために
～質疑応答コーナー～

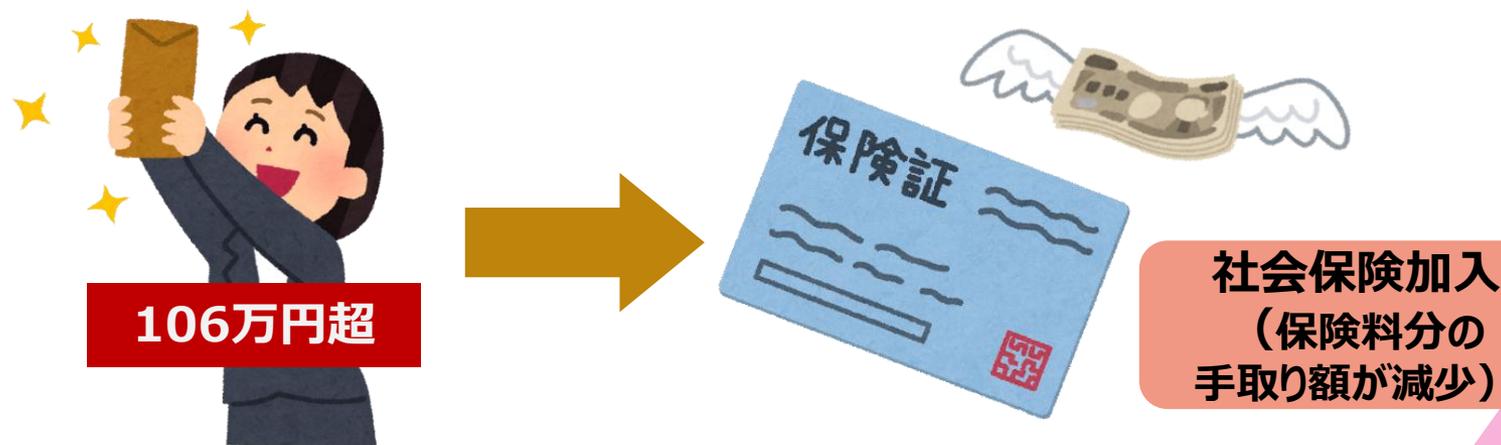
[106万円の壁]

前述の労働者用の社会保険適用基準のうち、「月額8.8万円」は、年額にすると105万6千円です。

→106万円の壁は、厳密に言えば“105万6千円の壁”です。

この年額を超えると社会保険適用となり、社会保険料分が自身の給与から差し引かれ、手取り額が減ることになるため、「壁」と言われています。

※ただし、事業者用の基準や労働者用の他の基準を満たしていなければ、社会保険加入義務は発生しません。



年収の壁～106万円の壁～

※厚生年金加入者が**51人以上**の企業等にお勤めの方

年収約106万円以上など条件を満たすとご自身も社会保険に加入することになり、社会保険料（年収の約15%）が発生します。その分、手取り額は減少します。

■ご自身の手取り額の変化

a.収入（年収）	1,050,000	1,060,000	（差額）
b.社会保険料	0	157,764	+約15.8万円
c.所得税	1,000	0	-約0.1万円
d.住民税	11,000	5,000	-約0.6万円
e.控除合計（b+c+d）	12,000	162,764	+約15.1万円
f.手取り額（a-e）	1,038,000	897,236	-約14.1万円

社会保険料が発生（年収の約15%）

所得税と住民税は減る

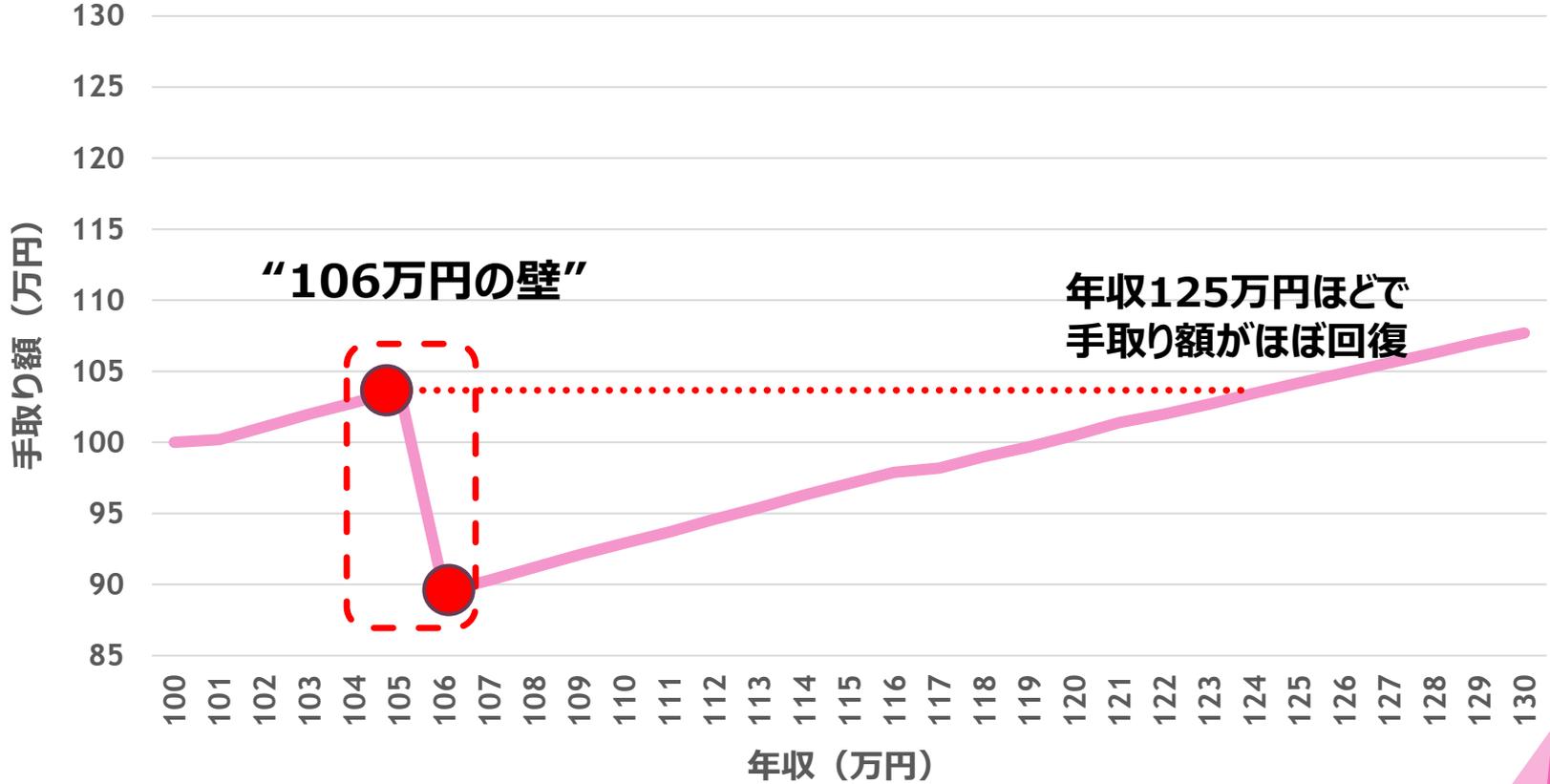
手取り額が14万円ほど減ってしまう

106万円の壁と手取り額の変化

※厚生年金加入者が**51人以上**の企業等にお勤めの方

社会保険加入に伴い手取り額は15%近く減り、その後は年収の増加に合わせて手取り額も回復に向かいます。(年収約125万円ではほぼ回復)

＜106万円の壁 手取り額変化イメージ＞



社保加入済み従業員数51人以上の事業所の場合

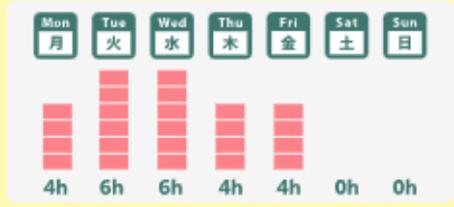
4つの基準すべてに当てはまると、社会保険に加入することになります。

■ 社会保険加入要件

“106万円の壁”

check

週の勤務時間が**20時間以上**



※残業時間は含みません。

check

給与が月額**88,000円以上**



残業代、賞与、通勤手当等は含みません

check

2ヶ月を超えて働く予定がある



check

学生ではない



※休学中、定時制、通信制の方は、加入対象となります。

社保加入の義務的運用適用企業

今まで段階的に拡大してきており、今後、すべての規模の企業に適用される見通しです。「従業員数」を「企業規模要件」と言います。



政府広報オンラインより

社保加入済み従業員数51人未満の事業所の場合

週30時間以上勤務している方は、社会保険に加入します。

社会保険加入要件

- ☑ **週の所定労働時間および月の所定労働日数が、
常時雇用されている従業員の4分の3以上である者**

<例>

・正社員の所定労働時間が週40時間の場合

⇒週40時間×3/4=30時間 となります。

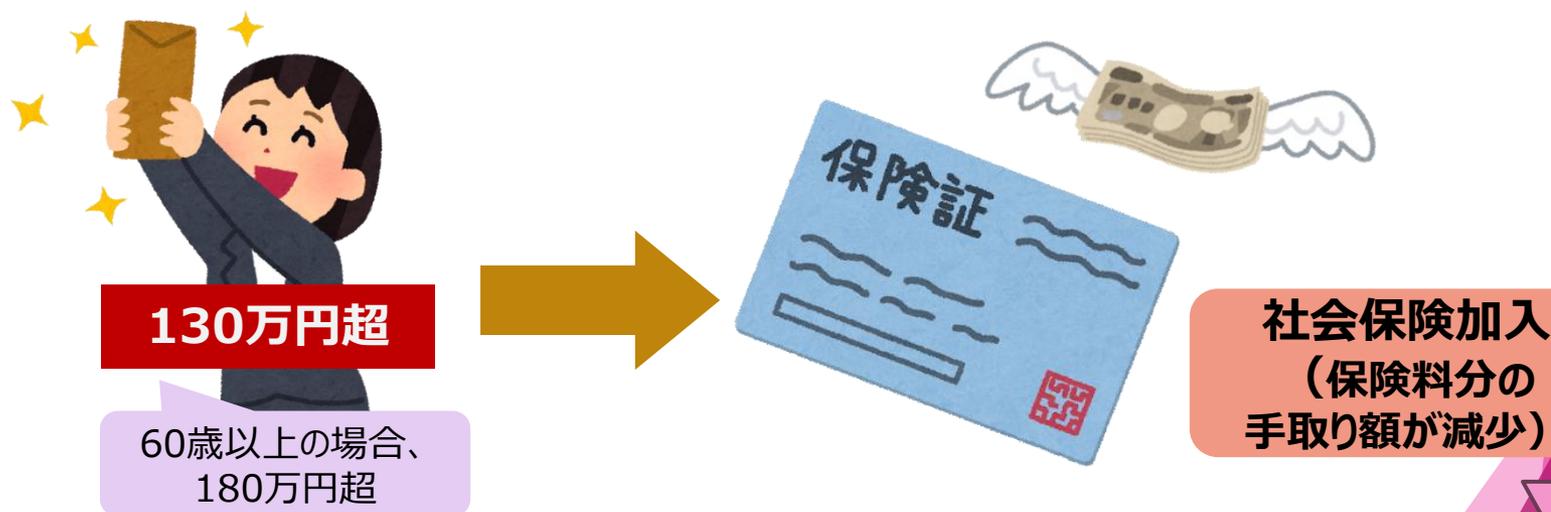


[130万円の壁]

社会保険適用事業所にお勤めかどうかに関わらず、
年収130万円を超えると、配偶者の社会保険の扶養から外れ、
自分自身で社会保険に加入することになります。

社会保険料分が自身の給与から差し引かれ、
手取り額が減ることになるため、「壁」と言われています。

注) ご自身の年齢が60歳以上の場合は、
180万円が基準となります。



年収の壁～130万円の壁～

※厚生年金加入者が51人未満の企業等にお勤めの方

年収130万円以上で夫の扶養から外れてご自身で社会保険等に参加することになり、社会保険料（年収の約15%）が発生します。その分、手取り額は減少します。

■ご自身の手取り額の変化

a.収入（年収）	1,290,000	1,300,000	（差額）
b.社会保険料	0	197,208	+約19.7万円
c.所得税	13,000	3,600	-約0.9万円
d.住民税	33,500	14,600	-約1.9万円
e.控除合計（b+c+d）	46,500	215,408	+約16.9万円
f.手取り額（a-e）	1,243,500	1,084,592	-約15.9万円

社会保険料が発生（年収の約15%）

所得税と住民税は減る

手取り額が16万円ほど減ってしまう

年収の壁～130万円の壁～ ※社会保険加入者が51人以上の企業等

配偶者の扶養から外れてご自身で社会保険に加入※することになり、社会保険料が発生します。それにより、手取り額が減少します。

■ 本人の手取り額の変化 ※所定労働間数を週20時間以上に延長し、同時に年収130万円見込となった場合

a.収入（年収）	1,290,000	1,300,000	（差額）
b.社会保険料	0	196,680	+ 19.6万円
c.雇用保険料	7,095	7,150	+ 0.0万円
d.所得税	0	0	—
e.住民税	22,700	5,800	- 1.6万円
f.控除合計（b+c+d+e）	29,795	209,630	+ 17.9万円
g.手取り額（a-f）	1,260,205	1,090,370	- 16.9万円

社会保険料が発生
（年収の約15%）

住民税は減る

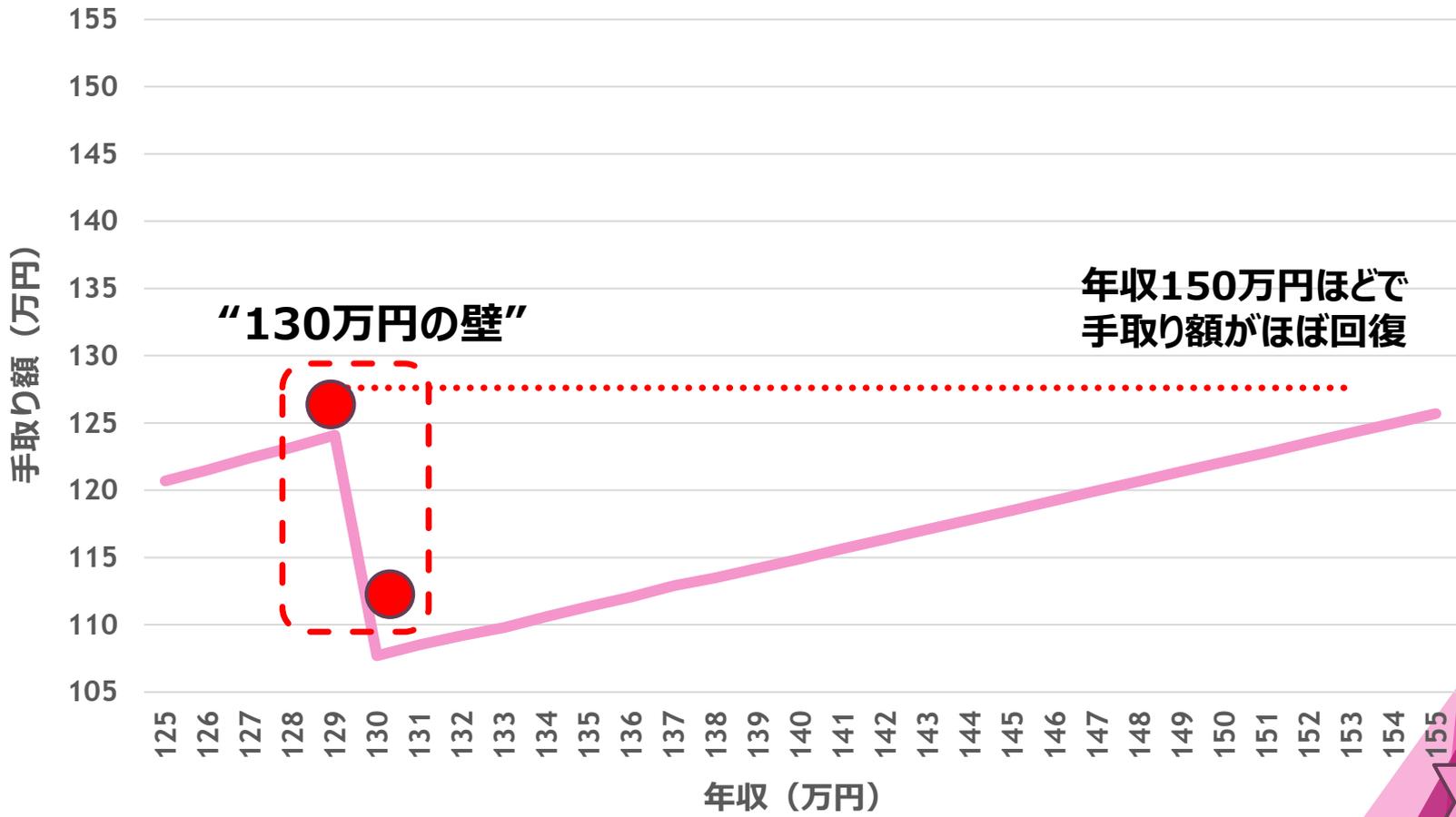
手取り額が
減ってしまう

130万円の壁と手取り額の変化

※厚生年金加入者が51人未満の企業等にお勤めの方

社会保険等加入に伴い手取り額は15%程度減り、その後は年収の増加に合わせて手取り額も回復に向かいます。（年収約150万円ではほぼ回復）

<130万円の壁 手取り額変化イメージ>



国（厚労省）の支援

社会保険加入対象者の急増に対し、国は事業主への支援策を講じています。

令和5.10～

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金 ※省令の改正が必要

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等
わかりやすい資料を作成・公表するとともに、
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。

出典：厚労省

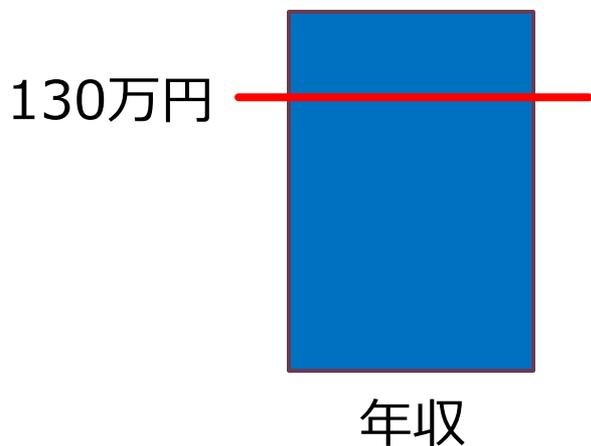
ダブルワークをしている方の場合

1つの事業所ごとに、社会保険加入要件を満たしているかを判定していきます。

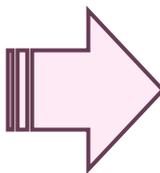
パターン	社会保険加入について
① 2つの事業所双方で、社会保険加入条件を満たしていない。	加入しない。
② 片方の事業所のみ、社会保険加入条件を満たしている。	その片方の事業所で加入する。 ※報酬月額を合算せず、片方の事業所での報酬月額のみが保険料の基準となる。
③ 2つの事業所双方で、社会保険加入条件を満たしている。	両方の事業所で加入し、健康保険証はどちらか片方を選択して発行する。 ※報酬月額は合算され、その合算額が保険料の基準となる。→その分、将来の年金額は増えます。

個人事業主の場合

年間収入が130万円（60歳以上の方は180万円）を超えると、
ご自身で国民健康保険、国民年金に加入することになります。



130万円を
超えると…



ご自身で、
国民健康保険と**国民年金**に
加入することになります。



オプション

年金については、任意で3階の
「国民年金基金」や「個人型確定拠出年金」
などに加入することができます。

国民健康保険・国民年金の保険料について

事業主と折半になる社会保険と比べ、保険料は高いです。

年収	被用者の社会保険料			個人事業主等の社会保険料※		
	健康保険	厚生年金	合計額	国民健康保険	国民年金	合計額
106万円	6.2万円	9.6万円	15.8万円	5.7万円	20.4万円 (一律)	26.1万円
130万円	7.6万円	12.1万円	19.7万円	10.9万円		31.3万円
150万円	8.8万円	13.8万円	22.6万円	13.7万円		34.1万円
200万円	11.9万円	18.7万円	30.6万円	20.4万円		40.8万円

※新宿区の令和6年度の例

106万円の壁はどう変わるか？

2026年10月に撤廃予定で進められています。 ※2024年末に社会保障審議会です承済
企業規模が51人以上の企業に勤務する従業員は、労働時間月額88,000円
(年収106万円) 未満であっても社会保険に加入することになります。

“106万円の壁”

check 週の勤務時間が**20時間以上**

Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat	Sun
月	火	水	木	金	土	日
4h	6h	6h	4h	4h	0h	0h

※残業時間は含みません。

check 給与が月額**88,000円以上**

**2026年度～
撤廃へ**

check **2ヶ月を超えて働く予定がある**



check **学生ではない**



※休学中、定時制、通信制の方は、加入対象となります。

社会保険適用拡大を巡る改正案

段階的に改定されてきた適用拡大は、2035年10月に完了する予定で進められています。

時期	変更点
2026年10月	賃金要件「106万円の壁」撤廃 年収106万円（月額88,000円）
2027年10月	企業規模要件 従業員数51人以上➡36人以上へ
2029年10月	企業規模要件 従業員数36人以上➡21人以上へ
2032年10月	企業規模要件 従業員数21人以上➡11人以上へ
2035年10月	企業規模要件 従業員数11人以上➡撤廃

第3号被保険者制度はどうなるか？

第3号被保険者とは

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で、原則として年収が130万円未満の20歳以上60歳未満の方（自身は保険料負担なしで国民年金に加入できる）



第3号被保険者制度はどうか？

- 育児や介護で就労が困難な人への配慮から、制度の「撤廃」は議論されていない。
- 「106万円の壁」や「企業規模要件」による社会保険適用拡大が進む。
- これにより、扶養の範囲内（130万円）を意識する人が減少する。
- 最終的に、第3号被保険者の対象者は限定されていくと予測される。

《根拠データ》

- 約7割の女性が第1子出産後も就業を継続。
- 共働き世帯が増加しており、特に妻がパートの世帯の増加が顕著。
- 第3号被保険者のうち約9割が子どもがおり、約5割近くが就業している。
- 就業している第3号被保険者の約8割が、週の労働時間は20時間以上。



「共働き、共育て」という社会のあり方をさらに後押し！

夫婦それぞれがキャリアを持ち、子育てや家事を分担するスタイルが、より一層一般的になるでしょう。これにより、個人の選択肢が広がり、家庭内での協力体制も進化していくと考えられます。

～講義の内容～

1 年収の壁とは？

- ・税金の壁について〈これまでとこれから〉
- ・社会保険の壁について〈これまでとこれから〉

2 社会保険について

・社会保険とは？

～質疑応答コーナー～

- ・狭義の社会保険のメリット

3 今後に向けたメッセージ

- ・キャリアを考えることの大切さ
- ・人生におけるお金の面での不安を少なくするために
～質疑応答コーナー～

そもそも社会保障とはなぜあるのか？

社会保障制度は、国民の「安心」や生活の「安定」を守り、同時に一人一人の自己実現とそれによる社会の活力や経済の発展を支えるセーフティネットです。

社会保障＝セーフティネット

- けがや病気や失業に見舞われた時、また高齢になって働けなくなったときに家計や生活が大きく破壊されないように守ります。
- また、誰もが思い切ってチャレンジするのを支える役割を担っています。
(安心があるからこそ、チャレンジできる)



社会保障の全体図

①社会保険、②社会福祉、③公的扶助、④保健医療・公衆衛生の4つから成り、国民の生活を生涯にわたって支えるものです。

社会保障制度

① (広義の) 社会保険

病気、けが、出産、死亡、老齢、障害、失業など生活の困難をもたらす色々な事故に遭った場合に一定の給付を行い、その生活の安定を図ることを目的にした**強制加入**の保険制度。

年金、医療、介護、失業などの保険

② 社会福祉

障害者、母子家庭など社会生活を送るうえで様々なハンディキャップを追っている国民が、そのハンディキャップを克服して、**安心して社会生活を営めるよう**、公的な支援を行う制度。

高齢者や障害者の福祉、児童福祉など

③ 公的扶助

生活に困窮する国民に対して、**最低限度の生活を保障し**、自立を助けようとする制度。

生活保護制度

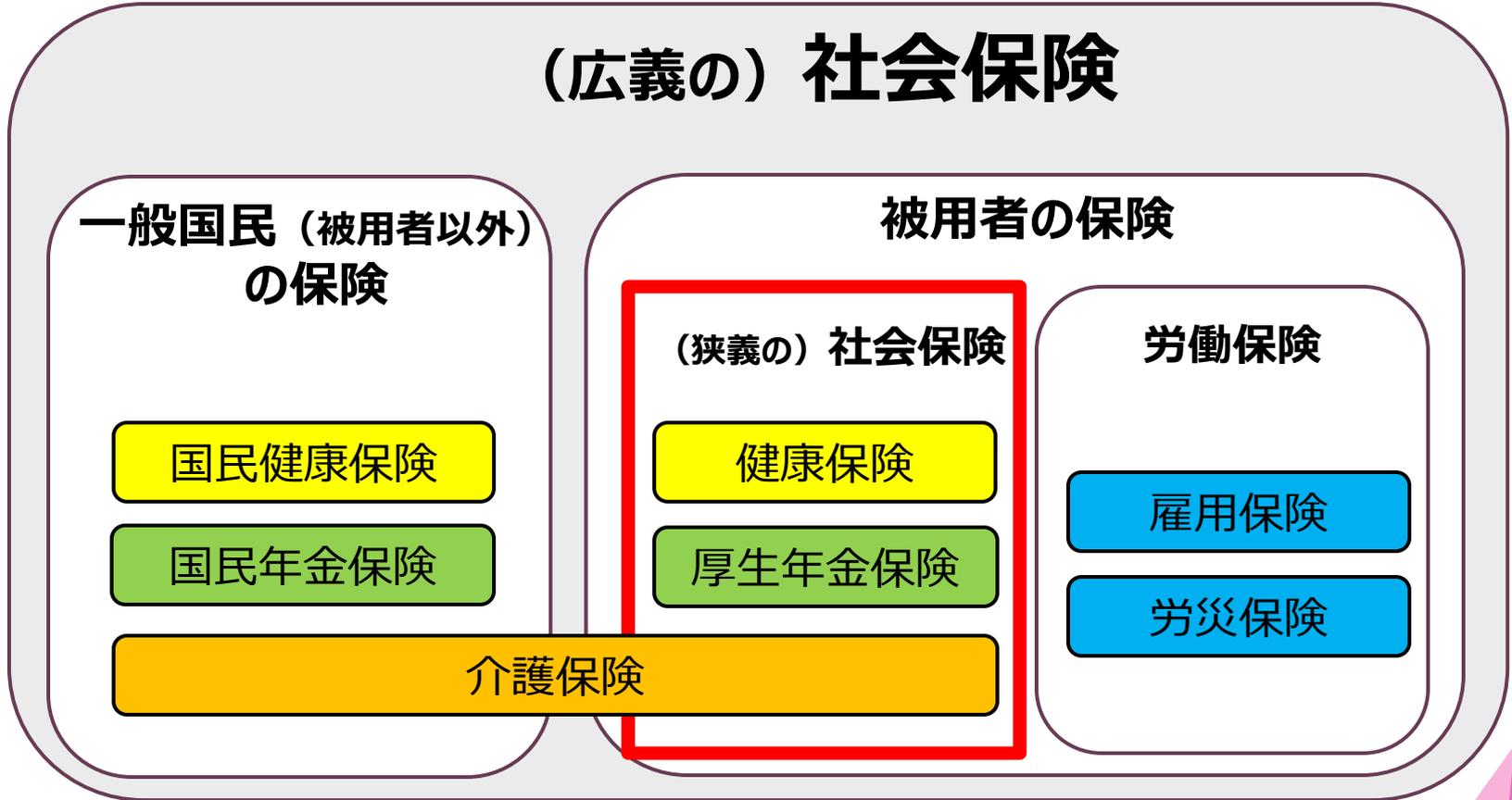
④ 保健医療・公衆衛生

国民が健康に生活できるよう様々な事項についての**予防、衛生のための**制度。

医療サービス
疾病予防や健康づくり等の保健事業
母子保健
食品等の公衆衛生など

社会保険の分類

会社や役所にお勤めの方々（被用者）の年収の壁に直接かかわる「（狭義の）社会保険」は、健康保険・厚生年金保険・介護保険の3つからなります。



(狭義の) 社会保険の種類

健康保険、厚生年金保険、介護保険の3つから成ります。



健康保険

病気やけがをしたら、
誰もが安心して医療に
かけられるための保険



厚生年金保険

高齢者・障害者・遺族
の生活を所得面から
補償するための保険



介護保険

加齢に伴い要介護状態
になった人を社会全体で
支えるための保険

社会保険の保険料について

令和7年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

- ・健康保険料率: 令和7年3月分～ 適用
- ・厚生年金保険料率: 平成29年9月分～ 適用
- ・介護保険料率: 令和7年3月分～ 適用
- ・子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分～ 適用

会社との折半となっているため、負担は軽い。

(東京支部)

(単位:円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
等級	月額			9.91%		11.50%		18.300%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
		円以上	円未満						
1	58,000	~	63,000	5,747.8	2,873.9	6,670.0	3,335.0		
2	68,000	63,000	~ 73,000	6,738.8	3,369.4	7,820.0	3,910.0		
3	78,000	73,000	~ 83,000	7,729.8	3,864.9	8,970.0	4,485.0		
4(1)	88,000	83,000	~ 93,000	8,720.8	4,360.4	10,120.0	5,060.0	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	~ 101,000	9,711.8	4,855.9	11,270.0	5,635.0	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	~ 107,000	10,306.4	5,153.2	11,960.0	5,980.0	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	~ 114,000	10,901.0	5,450.5	12,650.0	6,325.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	~ 122,000	11,693.8	5,846.9	13,570.0	6,785.0	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	~ 130,000	12,486.6	6,243.3	14,490.0	7,245.0	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	~ 138,000	13,279.4	6,639.7	15,410.0	7,705.0	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	~ 146,000	14,072.2	7,036.1	16,330.0	8,165.0	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	~ 155,000	14,865.0	7,432.5	17,250.0	8,625.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	~ 165,000	15,856.0	7,928.0	18,400.0	9,200.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	~ 175,000	16,847.0	8,423.5	19,550.0	9,775.0	31,110.00	15,555.00

自己負担額 (全額の1/2)

※協会けんぽ保険料表

11.58% (健康保険料・介護保険料) + 18.3% (厚生年金保険料) = 約30%
 →この約30%を事業者と折半するため、自己負担額は報酬額の約15%となります。
 ※40歳未満の場合は、介護保険料負担がないため、約14%

～講義の内容～

1 年収の壁とは？

- ・税金の壁について〈これまでとこれから〉
- ・社会保険の壁について〈これまでとこれから〉

2 社会保険について

- ・社会保険とは？
～質疑応答コーナー～
- ・狭義の社会保険のメリット

3 今後に向けたメッセージ

- ・キャリアを考えることの大切さ
- ・人生におけるお金の面での不安を少なくするために
～質疑応答コーナー～

ただいまより10分間 1回目の質疑応答の時間です

- 画面下の「Q & A」ボタンを押し、ご質問をご入力ください。
(匿名でご質問できます。)

※お時間の制約上、全てのご質問にお答えできかねる点をご了承下さい。

- 適宜、休憩もお取りください。

～講義の内容～

1 年収の壁とは？

- ・税金の壁について〈これまでとこれから〉
- ・社会保険の壁について〈これまでとこれから〉

2 社会保険について

- ・社会保険とは？
～質疑応答コーナー～
- ・**狭義の社会保険のメリット**

3 今後に向けたメッセージ

- ・キャリアを考えることの大切さ
- ・人生におけるお金の面での不安を少なくするために
～質疑応答コーナー～

(狭義の) 社会保険に加入すると

社会保険の年金は、家の階層によく例えられます。

(狭義の) 社会保険に加入すると、2階部分にあたる厚生年金にも加入となります。

2階	厚生年金 (狭義の) 社会保険加入者 主に会社員・公務員が加入する
1階	国民年金 日本に住んでいる20歳以上60歳未満の 全ての人に加入義務がある



老後は国民年金に厚生年金が上乗せで支給されるので
将来をより盤石なものにすることができる

(狭義の) 社会保険の年金制度の概要

(狭義の) 社会保険の年金には、①老齢・②障害・③遺族の3種類があります。

①老齢年金

年金加入者の老後の保障として給付される年金のことです。原則として65歳になったときに支給が始まり、生涯にわたって受け取ることができます。

②障害年金

病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に給付される年金です。現役世代の方も受給できます。

③遺族年金

被保険者が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。「被保険者であった方」の死亡の場合でも受給できます。

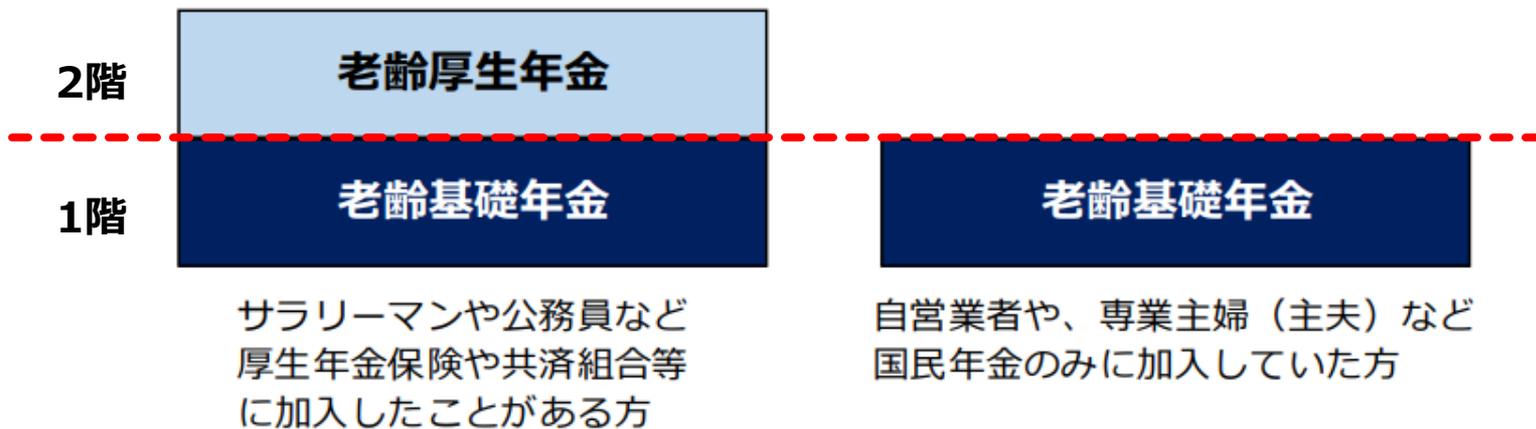


①老齡年金について

公的年金制度の加入者であった方の老後の保障として、原則として65歳になったときに支給が始まり、生涯にわたって受け取ることができます。

<老齡年金の構造>

2階建てとなっており、加入していた年金制度により「老齡基礎年金」と厚生年金保険の「老齡厚生年金」が支給されます。



老齡年金の年金額

- ・基礎年金：満額で年額816,000円（月額68,000円） ※令和6年度 67歳以下の方
- +
- ・厚生年金：加入していた時の報酬額や加入期間等に応じて計算。（後述）

①老齡年金について

例えば、年間給与額120万円で25年間厚生年金に加入すると・・・
厚生年金分が月額で12,400円、生涯にわたり加算されます。

増える報酬比例部分の年金額(月額)の目安

年間給与 加入期間	120万円	150万円	200万円	250万円	300万円
1年	500円	600円	800円	1,000円	1,300円
5年	2,400円	3,100円	4,300円	5,000円	6,500円
10年	4,900円	6,300円	8,600円	10,100円	13,100円
15年	7,400円	9,500円	12,900円	15,200円	19,700円
20年	9,900円	12,700円	17,200円	20,300円	26,300円
25年	12,400円	15,900円	21,500円	25,300円	32,900円
30年	14,900円	19,100円	25,800円	30,400円	39,500円

出典：厚労省

① 老齡年金について

厚生年金の加入期間や給与額により年金受給額はそれぞれですが、平均受給額では、基礎年金のみの場合の約2.6倍になっています。

○平均受給月額（令和4年度末）

・国民年金加入者 56,316円

・厚生年金加入者 143,973円

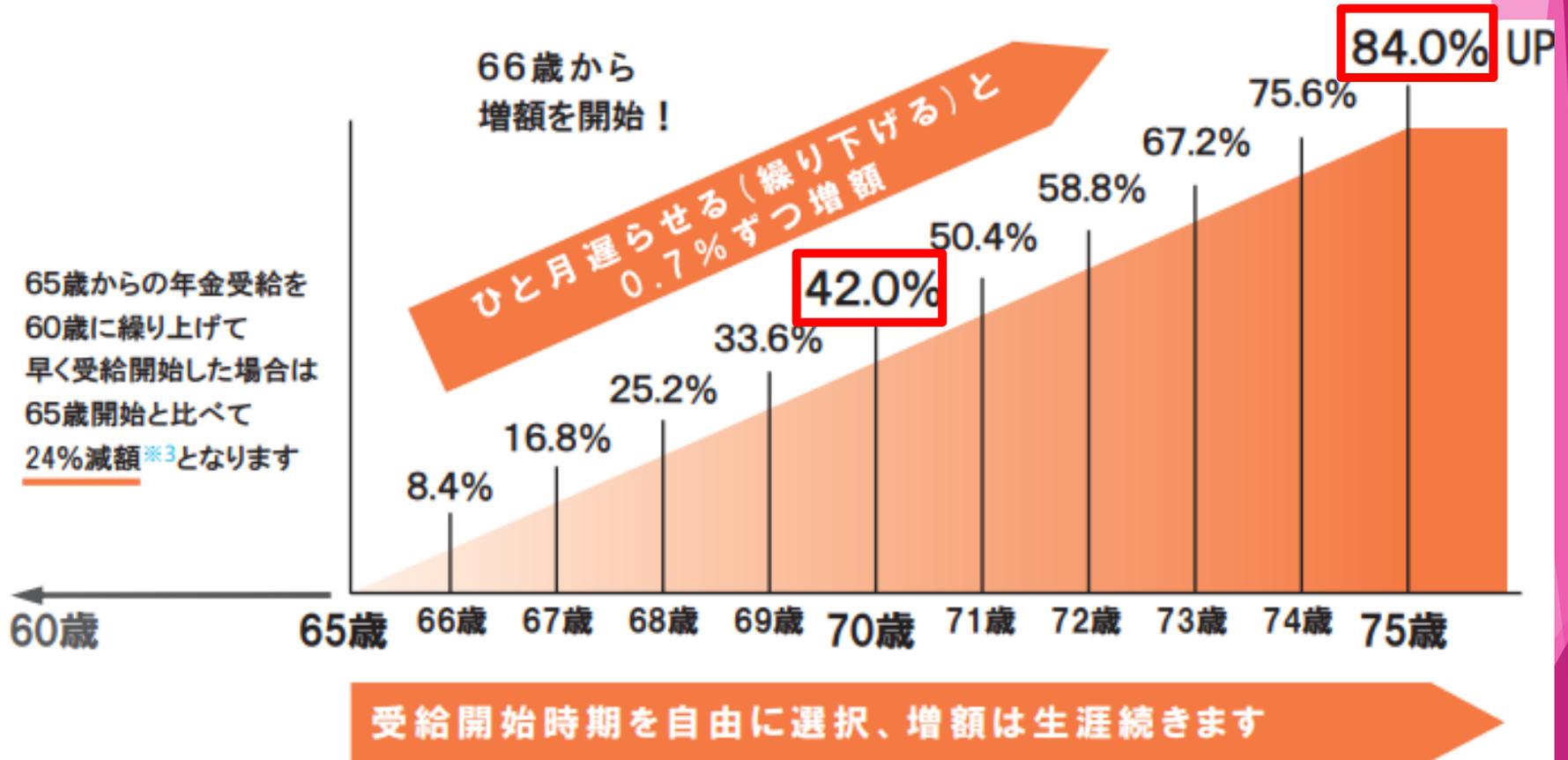
約2.6倍

⇒夫婦それぞれで受給できれば、30万円近い世帯月額収入となる。
65歳～89歳までの25年間の累計は、1億円近くに上る。



<参考> 老齢年金受給開始繰り下げについて

年金は65歳から受給できますが、受給開始を繰り下げることにより、受給額を大きく増額できます。(例：70歳開始⇒+42%、75歳開始⇒+84%)



出典：日本年金機構

<参考> 公的年金シミュレーターを使ってみよう

ご自身の働き方や暮らし方の変化に応じて将来受け取る年金額を簡単に試算
できます。スマートフォンでもすぐにできます。

STEP-1 アクセス方法

「ねんきん定期便」の二次元コードをスマートフォンから読み込む



※「ねんきん定期便」がなくても、働き方・暮らし方を入力して試算できます。

STEP-2 生年月日を入力し、「試算する」をタップ

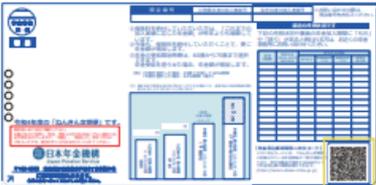


生年月日を入力!

「試算する」をタップ!

STEP-1 アクセス方法

「ねんきん定期便」の二次元コードをスマートフォンから読み込む



※「ねんきん定期便」がなくても、働き方・暮らし方を入力して試算できます。

STEP-2 生年月日を入力し、「試算する」をタップ



生年月日を入力!

「試算する」をタップ!

出典：厚労省

公的年金シミュレーター **検索**

<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>

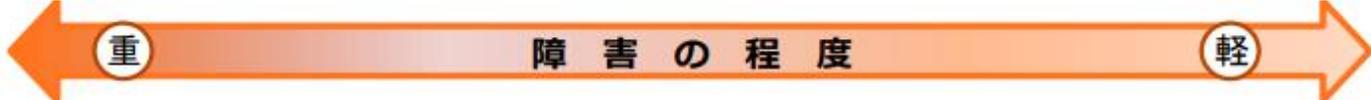


②障害年金について

病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

<障害年金の構造>

老齢年金と同じく2階建てとなっており、障害厚生年金の1級・2級に該当する場合は、障害基礎年金もあわせて受け取ることができます。



	1級	2級	3級
厚生年金 (2階)	障害厚生年金 (1級) 報酬比例の年金額×1.25 配偶者の加給年金※2	障害厚生年金 (2級) 報酬比例の年金額※1 配偶者の加給年金※2	障害厚生年金 (3級) 報酬比例の年金額※3 障害手当金※4
国民年金 (1階)	障害基礎年金 (1級) 1,020,000円 (昭和31年4月1日以前に生まれた方 1,017,125円)	障害基礎年金 (2級) 816,000円 (昭和31年4月1日以前に生まれた方 813,700円)	
	子の加算※2	子の加算※2	

※1 報酬比例の年金額の計算式は下記参照
 ※2 対象者がいる方のみ加算されず支給額は10ページ参照
 ※3 障害厚生年金3級の最低保障額は612,000円
 (昭和31年4月1日以前に生まれた方は610,300円)
 ※4 (報酬比例額の年金額×2)を一時金として支給
 障害手当金の最低保障額は1,224,000円
 (昭和31年4月1日以前に生まれた方は1,220,600円)

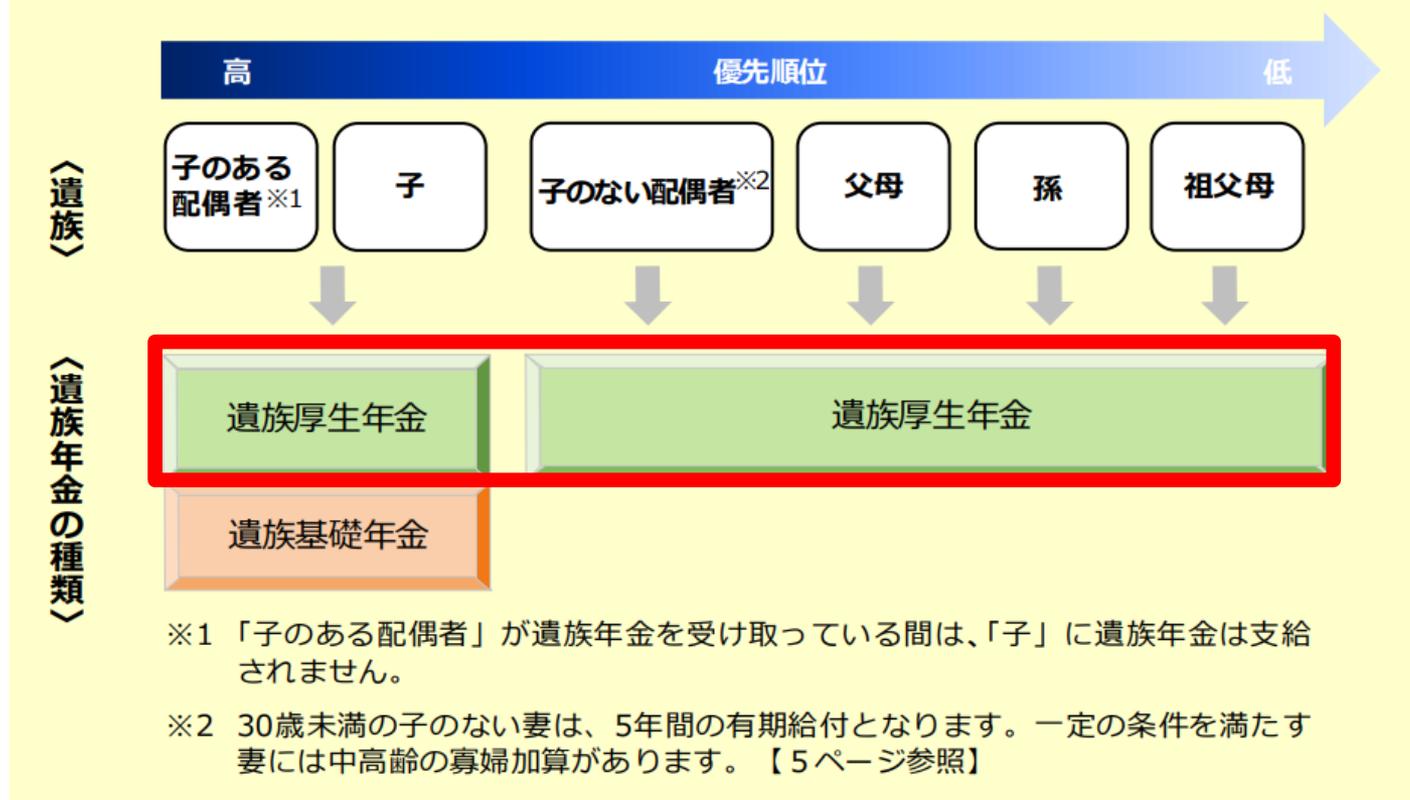
出典：日本年金機構

③遺族年金について

一家の働き手の方や年金を受け取っている方などが亡くなられたときに、ご家族に給付される年金です。

<遺族年金の構造>

同じく2階建てとなっており、亡くなられた方の年金の加入状況などによって、「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」のいずれか、または両方の年金が給付されます。



(狭義の) 社会保険の医療メリット

- ①傷病手当金と②出産手当金の2つがあります。いずれも休業補償となり、病気やケガ、出産で働けない間の貴重な収入源となってくれます。

✓ 医療メリット

📺 1分で分かる!動画はこちら >>>



① 傷病手当金 …… 業務外の病気やけがで会社を休んだ場合、(医師の意見書が必要)

4日目から、最大1年6ヶ月、**給与の2/3の金額が受け取れます。***¹



病気またはけがが発生



※1 支給額の例 | 30日休んだ場合は58,860円支給 / 1日あたり**2,180円**(非課税) *月額給与98,000円の場合

② 出産手当金 …… 出産のため会社を休んだ場合、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間

給与の2/3の金額が受け取れます。*²



出産



※2 支給額の例 | 98日休んだ場合は213,640円支給 / 1日あたり**2,180円**(非課税) *月額給与98,000円の場合

医療メリット①傷病手当金の計算例

通算1年6か月にわたって給料の3分の2程度の金額がもらえます。

■ 1日当たり金額：標準報酬月額※÷30日×(2/3)

※正確には支給開始日の以前12ヵ月間の各標準報酬月額を平均した額

<例> 標準報酬月額が126,000円だと、
 $126,000円 \div 30日 \times 2/3 = 1日あたり2,800円$

⇒仮に30日間休んだ場合は、 $2,800円 \times 30日 = 84,000円$

■ 支給期間：病気やけがで休んだ期間のうち、最初の3日（「待期」）を除き、4日目から最大で1年6か月まで支給されます。

<イメージ>



医療メリット② 出産手当金の計算例

産前42日から産後56日までにあわせて給料の3分の2程度の金額がもらえます。

■ 1日あたり金額：標準報酬月額※÷30日×(2/3)

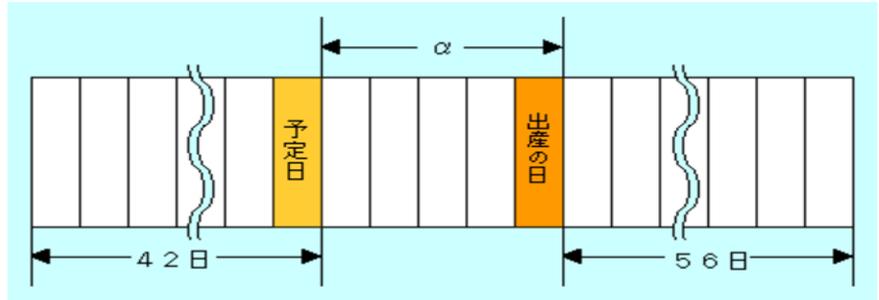
※正確には支給開始日の以前12ヵ月間の各標準報酬月額を平均した額

<例> 標準報酬月額が126,000円だと、
 $126,000円 \div 30日 \times 2/3 = 1日あたり \underline{2,800円}$

⇒仮に90日間休んだ場合は、 $2,800円 \times 90日 = \underline{252,000円}$

■ 支給期間：出産日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日の翌日以降56日まで支給されます。なお、実際の出産日が出産予定日より遅れても、遅れた日数も+aとして支給されます。

<イメージ>



年金制度の改正（案）

働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度に変更されます。

項目	概要
① 短時間労働者への厚生年金の適用拡大	企業規模要件、賃金要件の撤廃
② 基礎年金の給付水準底上げ	基礎年金の給付水準を3割底上げ (厚生年金保険料の一部を基礎年金財源に充当)
③ (2026年4月～) 在職老齢年金の見直し	65歳以上の働く高齢者 厚生年金の給付額と賃金の合計額 月額50万円⇒月額62万円 満額の年金支給（減額されない）
④ 厚生年金の標準報酬月額の見直し	上限額の引き上げ 65万円⇒75万
⑤ 遺族厚生年金の男女差解消	18歳未満の子がいない60歳未満の給付 男女とも有期（5年）に統一

年金法改正の今後の検討課題

日本の年金制度は、少子高齢化の進展や多様な働き方に対応するため、継続的に見直しが行われています。

- ✓ 少子高齢化のさらなる進行への対応
- ✓ 多様な働き方へのさらなる適応
- ✓ 「年収の壁」問題の解消
- ✓ 世代間・世代内の公平性の確保
- ✓ 私的年金制度の拡充と公的年金との連携



これらの年金制度改正の方向性や具体的な内容は、主に厚生労働省や日本年金機構のウェブサイト、および社会保障審議会年金部会等の資料で確認することができます。

自分の、自分たちの未来がどうなるのか、アンテナを張っていくことが求められます。

「壁を超える」という選択肢

今の「手取り」だけで働き方を決めると、将来の“選択肢”を失ってしまうかもしれません。これからの時代、「壁を超える」ことが、未来を広げる第一歩です。

★ 将来も通用する
スキルや専門性を身につける

★ 長く働き続けられる
環境や働き方を見つける

★ 「自分らしく働く」
「誰かに必要とされる」
未来を育てる



避けたい「バッドシナリオ」💧

- ① 年収の壁が気になる
↓
- ② 手取りを減らさないために
・就業時間を減らす
・昇給や責任のある仕事を断る
↓
- ③ 経験・スキルが身につかない
↓
- ④ AI・DX化で単純業務が減っていく
(レジ業務・データ入力などの仕事が縮小)
↓
- ⑤ 「誰でもできる仕事」しか選べない
↓
- ⑥ 働ける時間・場所・条件がどんどん限られていく
↓
- ⑦ 自分らしい人生や収入の選択肢が減っていく…

「壁を超える」という選択肢 ～データ～

① 企業のDX化・AI化の進展（仕事が減ることの根拠）

・**中小企業のDX推進状況**：2024年の調査によると、「アナログで行っていた作業やデータのデジタル化を進めている」と回答した企業は35.7%であり、DXの取り組みが進展しています。（独立行政法人中小企業基盤整備機構）

・**DXの成果**：DXの成果が出ている（「成果が出ている」「ある程度成果が出ている」）企業は81.6%で、前回調査の76.7%から4.9ポイント増加しています。（独立行政法人中小企業基盤整備機構）

② 企業のリスキング予算の増加（短時間勤務者への影響）

・**リスキング予算の確保・検討状況**：2024年度の調査では、大企業の約7割が「リスキング予算」を確保または検討中であると回答しています。（パーソルイノベーション株式会社）

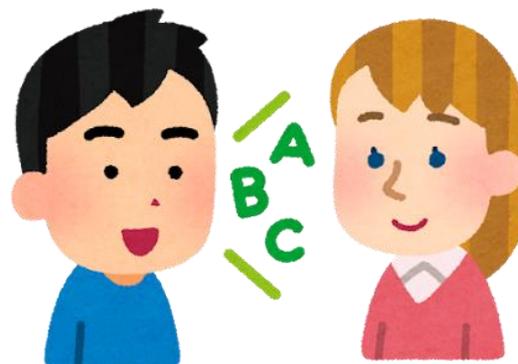
・**人材開発予算の増加**：2024年から2025年にかけて、51.3%の企業が社員一人当たりの人材開発予算を増加させたと回答しています。（アール株式会社）

「壁を超える」という選択肢 ～データ～

③ 若手・学生のスキル重視の傾向（スキルファースト）

•**スキルファーストの人材戦略**：現在の人材市場では、採用や人材確保において経歴や学歴よりもスキルを最も重視する「スキルファースト」の人材戦略が注目されています。（LinkedIn）

•**若年層のスキルアップ意識**：20代の会員を対象とした調査で、資格取得やスキルアップに対する意識が高まっており、特にITスキルや語学力の向上に関心が集まっています。（株式会社Wiz）



ライフ×キャリアを考える。

自分と家族がこれからしたいことや実現したいこと（ライフ）に合わせて、お金のこと、仕事のこと（キャリア）を計画してみましょう。



出典：三菱東京UFJ銀行

ライフ×キャリアシミュレーターを使ってみよう

スマートフォンで簡単に、世帯全体のお金の将来の見通しを見ることができます！

東京都

東京都公式ホームページ

ライフと
キャリアで
将来設計

気軽に将来設計するなら もっと詳しく将来設計するなら

START →

ライト版 →

フル版 →

イフキャリ

検索

<https://lifecareerplansim.metro.tokyo.lg.jp/>

ライフ×キャリアシミュレーターを使ってみよう

画面にしたがってご自身とご家族の状況を順番に入力していきます。

<画面イメージ>

あと5問

あなたについて教えてください

年齢

25 歳

性別

男性 女性 その他

結婚

※事実婚の方も結婚しているをご選択ください。

している したい しない

← 前へ戻る 次へ進む →

診断をやめる

あと4問

働き方について教えてください

あなたの現在の働き方

※2つ以上の働き方をしている方はメインの働き方を選択してください

正社員 短時間正社員 契約社員/派遣社員

パート/アルバイト フリーランス/個人事業主 その他

あなたの現在の年収

100 万円

現在のライフ・ワーク・バランスについて

ライフ 100% | ワーク 0%

現在の貯蓄

100 万円

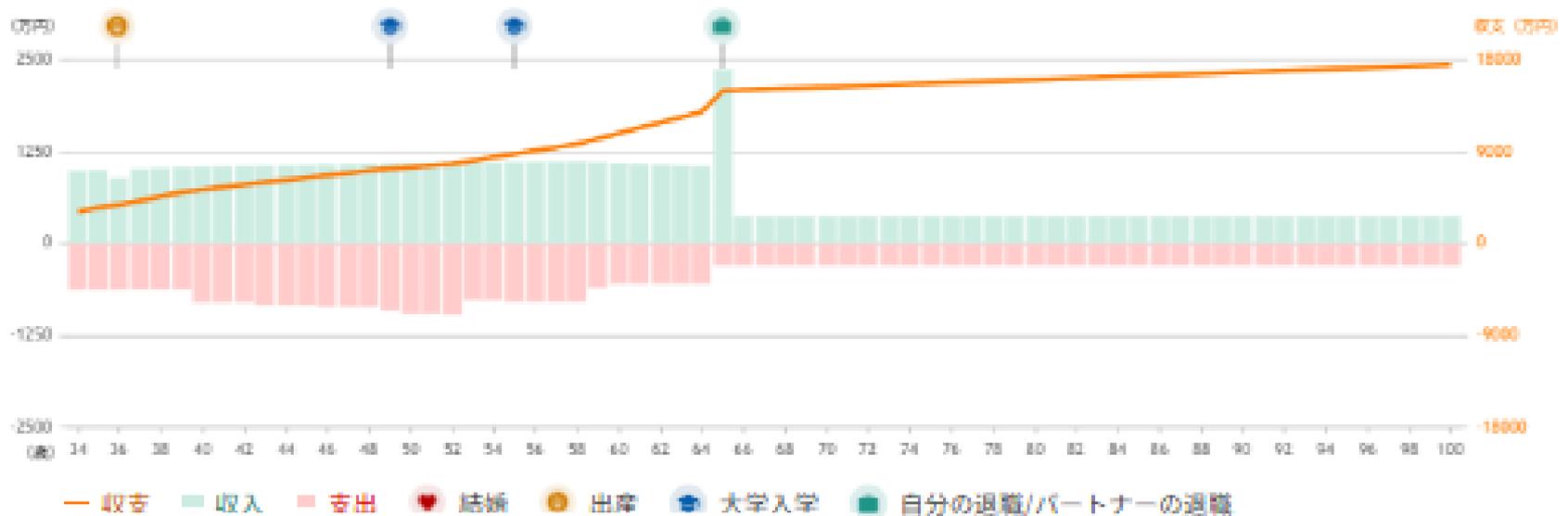
← 前へ戻る 次へ進む →

診断をやめる

ライフ×キャリアシミュレーターを使ってみよう

入力が終わると、将来見込まれるキャッシュフローと、それに対する簡単なアドバイスをもらえます。

＜画面イメージ＞



アドバイス



診断お疲れ様でした！
今の予定でいけば収支もプラスで安心ですね。

理想のライフ・ワーク・バランスを保つために、会社の制度を今のうちに把握しておきましょう。時短やフレックス制度などを導入している会社もあります。

バランスを維持しながら持続可能なキャリアと豊かな生活を築けるよう応援しています。

※本シミュレーションは、統計データや一般的な仮定に基づいて推計し試算しております。より詳細な設定が可能なシミュレーションはフル版をお試しください。

あなたが使える制度 /

APT Women 女性ベンチャーの成長支援プログラム

スケールアップを目指す女性ベンチャーに対して短期集中型育成プログラムを提供し、ロールモデルとなる女性ベンチャーを創出することで、現代の女性に起業という新しい生き方の選択肢を示すことを目的としています。

オンライン就職支援

自宅から手軽に就職活動。活動状況に合わせて選べるセミナー・プログラムやオンライン企業説明会など、就職を目指す方をオンラインでサポートします。

「自分×職業＝適職」を考える。

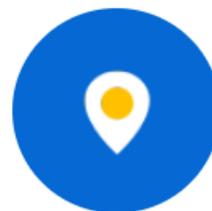
過去やってきたこと、将来やりたいこと、自分らしくって？など、色々な角度から考えましょう。
自分が納得するだけでなく、周囲が応援したり協力してくれることが重要です。



自己診断ツール



テーマ



イメージ検索（地図）



仕事の性質



スキル・知識など



免許・資格



職種カテゴリー



産業別

job tag を使ってみよう

職業について、内容、就労する方法、求められる知識・スキルや、どのような人が向いているかなどが総合的にわかるサイトです。

<画面イメージ>

適職を知る

自分に合う職業が何なのか分からない方は、こちらの機能で探索してみましょう。

[自己診断ツールの紹介動画](#) 

自分に合う職業を知りたい

職業興味検査

あなたの仕事に対する「興味」から適職を探索します。

仕事価値観検査

あなたの仕事に対する「価値観」から適職を探索します。

職業適性テスト (Gテスト)

あなたの「能力面の特徴」から適職を探索します。

しごと能力プロフィール検索

あなたのスキルや知識などから「しごと能力プロフィール」を作成して適職を探索します。

ポータブルスキル見える化ツール

あなたの「ポータブルスキル (※)」からそれを活かせる職務・職位を探索します。

職業を検索する

探したい職業のキーワードや条件などがある方は、こちらの機能で探索してみましょう。

[職業情報の紹介動画](#) 

[職業検索の紹介動画](#) 

ざっくりとしたイメージから探したい

フリーワードで検索

職業名やキーワードから職業を探します。

テーマで検索

「ファッションの仕事」、「音楽の仕事」などのテーマから職業を探します。

イメージ検索 (地図)

「地図」で働く場所を選んで職業を探します。

具体的な条件から探したい

仕事の性質で検索

「重視する」、「できるだけ避けたい」、「避けたい」仕事の性質から職業を探します。

ジョブタグ

検索

<https://shigoto.mhlw.go.jp/User/>

【個別相談窓口】のご案内



対象：個人・企業
個別相談窓口 **無料**

「年収の壁を知る事業」
主催

個人や企業の「年収の壁」に関する相談を電話、メール、オンラインで受け付け
社会保険労務士、税理士、ファイナンシャルプランナーが回答

お電話で相談 通話料無料
0120-545-027
受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

メールで相談
メール相談フォーム →

オンラインで相談
オンライン相談予約 →

※翌営業日にご返信します
(混雑等により遅れる場合があります。)

※オンライン会議ツール「Zoom」を利用

個人や企業の「年収の壁」に関する相談を、電話・メール・オンラインにて無料で受け付けます。各個人や企業のご状況に合わせた対応も可能です。どうぞお気軽にご相談ください。

年収の壁を知る 個別相談窓口 **検索**

<https://nenshunokabe.metro.tokyo.lg.jp/consultation/>

【専門家派遣】のご案内



対象：企業

専門家派遣

無料

「年収の壁を知る事業」
主催

「年収の壁」による従業員の就業調整等に課題を抱える企業に、
専門家を派遣し3つの支援を実施

個別相談

企業の経営者や担当者に
専門家を派遣し課題解決の
提案を行います。



講習会

「年収の壁」に関する税制
や社会保険制度等に関して
詳しく説明を行います。



個別相談会

パートタイム労働者等が一
人ずつ個別の事情を相談で
きる相談会を実施します。



従業員の就業調整等による人材活用に課題を抱える企業様に対する、適切な専門家の派遣を無料で受け付けています。経営者・人事ご担当者様への個別相談だけでなく、パートタイム労働者や社員・フランチャイズ加盟店の店長等を対象した、講習会・個別相談会といった支援メニューも取り揃えています。

年収の壁を知る 専門家派遣 **検索**

<https://nenshunokabe.metro.tokyo.lg.jp/expert/>



東京しごと財団「年収の壁突破」総合対策促進奨励金の活用

社会保険加入促進コース

社会保険料に関する手当を新設することで、「年収の壁」に伴う現場の問題解決に取り組む都内中小企業事業主に奨励金を交付します。

奨励金額 1事業主 **30万円**

配偶者手当見直しコース

配偶者の収入要件がある配偶者手当を見直すことで、女性の活躍を後押しした都内中小企業事業主に奨励金を交付します。

奨励金額 1事業主 **30万円**

令和7年度の事前エントリー受付期間は全10回です。各回の受付期間終了後に抽選を行い、当選した事業主が当選メール送信日から1か月以内に交付申請を行うことができます。※事前エントリーは、1事業主につき1回限りです。

募集回	事前エントリー受付期間	当選後 交付申請受付期限	交付決定目安	取組期間目安 (3か月以内)	実績報告 提出期限目安
第1回	令和7年5月15日（木） 午後2時～ 令和7年5月30日（金） 午後5時	令和7年6月頃	令和7年7月頃	令和7年8月～10月頃	令和7年11月頃
第2回	令和7年6月2日（月） 午前9時～ 令和7年6月30日（月） 午後5時	令和7年7月頃	令和7年8月頃	令和7年9月～11月頃	令和7年12月頃



年収の壁突破 奨励金 検索

<https://nenshunokabetoppa-syoureikin.jp/>



～講義の内容～

1 年収の壁とは？

- ・税金の壁について<これまでとこれから>
- ・社会保険の壁について<これまでとこれから>

2 社会保険について

- ・社会保険とは？
～質疑応答コーナー～
- ・狭義の社会保険のメリット

3 今後に向けたメッセージ

- ・キャリアを考えることの大切さ
- ・人生におけるお金の面での不安を少なくするために
～質疑応答コーナー～

<今後に向けたメッセージ>



◆人生100年時代にはキャリアの転換が必要不可欠です。年収の壁に縛られず、自分らしい働き方を選び、未来を切り開く一歩を踏み出してみませんか？未来に備えながらも、今この瞬間を楽しむための選択肢を増やしていきましょう。



◆手取りに大きな影響を与えるのは、社会保険に加入しているか否かです。もし社会保険に加入することを決めたのであれば、存分に働いて年収を増やしていくことが良いでしょう。ご自身にとって、最適なライフ・ワークバランスを実現するための働き方を考えてみましょう！

**皆さんが選ぶ働き方が、
より豊かな未来へとつながることを
心から願っています。**

ただいまより10分間 最後の質疑応答の時間です

- 画面下の「Q & A」ボタンを押し、ご質問をご入力ください。
(匿名でご質問できます。)

※お時間の制約上、全てのご質問にお答えできかねる点をご了承下さい。

- 適宜、休憩もお取りください。

次回のオンラインセミナーのご案内

無料



第2回 企業向け 「年収の壁」対策セミナー

【開催日時】 7月24日（木）13:30-14:30
【対 象】 都内企業



第2回 女性が活躍するための 「年収の壁」普及啓発セミナー

【開催日時】 8月28日（木）13:30-15:30
【対 象】 都内在住の方・都内企業

年収の壁を知る セミナー

検索

<https://nenshunokabe.metro.tokyo.lg.jp/seminar/>

ご清聴
ありがとうございました

